

第2期日光市一般廃棄物処理基本計画

平成30年3月



日 光 市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の基本的事項.....	1
第3節 計画の位置づけ.....	4
第4節 地域の概況.....	6
第2章 ごみ処理基本計画.....	16
第1節 ごみ処理の現状.....	16
第2節 ごみ処理政策の動向.....	44
第3節 ごみ処理の課題.....	48
第4節 ごみの将来予測.....	54
第5節 ごみ処理の基本方針.....	59
第6節 基本目標達成に向けた取り組み.....	64
第3章 生活排水処理基本計画.....	68
第1節 生活排水処理の現状.....	68
第2節 し尿・汚泥処理の現状.....	72
第3節 生活排水処理の課題.....	74
第4節 生活排水処理及びし尿・汚泥処理の将来予測.....	75
第5節 生活排水処理の基本方針.....	78
第6節 基本目標の達成に向けた取り組み.....	80

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項で策定が規定されている一般廃棄物処理における市の基本方針を定めるものです。

本市においては、平成20年3月に策定した「日光市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、課題とされた分別区分・収集方法・収集回数の統一、処理施設の集約を図ったところです。また、家庭ごみの有料化制度の導入並びに事業系ごみ処理手数料の改定等によるごみの減量化・資源化、ごみと生活排水の適正処理を進めているところです。

こうした中、ごみ排出量の推移、施策の効果、発生抑制・再使用の取組強化を進める国・県の方針、社会情勢等を踏まえ、施策事業の見直しや、中間処理施設、最終処分場の維持管理など、安全で安定した処理を継続しながら、効果的・効率的なごみ処理体制の構築を図る必要があります。

生活排水処理施設についても、未整備地域に一刻も早く生活排水処理施設の整備を推進するという国の方針や社会情勢等を踏まえ、迅速な生活排水処理施設の整備完了を目指します。

また、し尿処理施設についても、老朽化が進んでいることから、今後のし尿処理の動向を見据えたうえで、適切な管理運営を図る必要があります。

このため、市民・事業者・行政が一体となった取組を推進し、循環型社会の実現を図るため、中長期的な視点に基づき第2期計画の策定を行うものです。

第2節 計画の基本的事項

1 対象地域

本計画の対象地域は、日光市全域とします。

2 計画期間

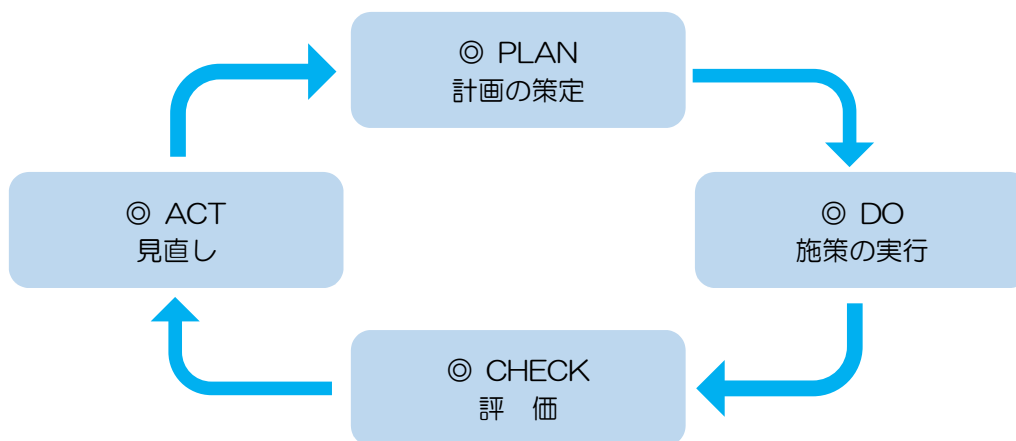
本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）の10年間とし、中間年である平成34年度（2022年度）には、計画の進捗状況を確認し、見直します。

また、計画期間中においても、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などに適切に対応するため、必要に応じ見直します。

3 計画の進捗管理

本計画を実行性のあるものにするためには、取組状況や目標値の達成状況などを定期的に確認・評価し施策の改善を行うことが必要です。

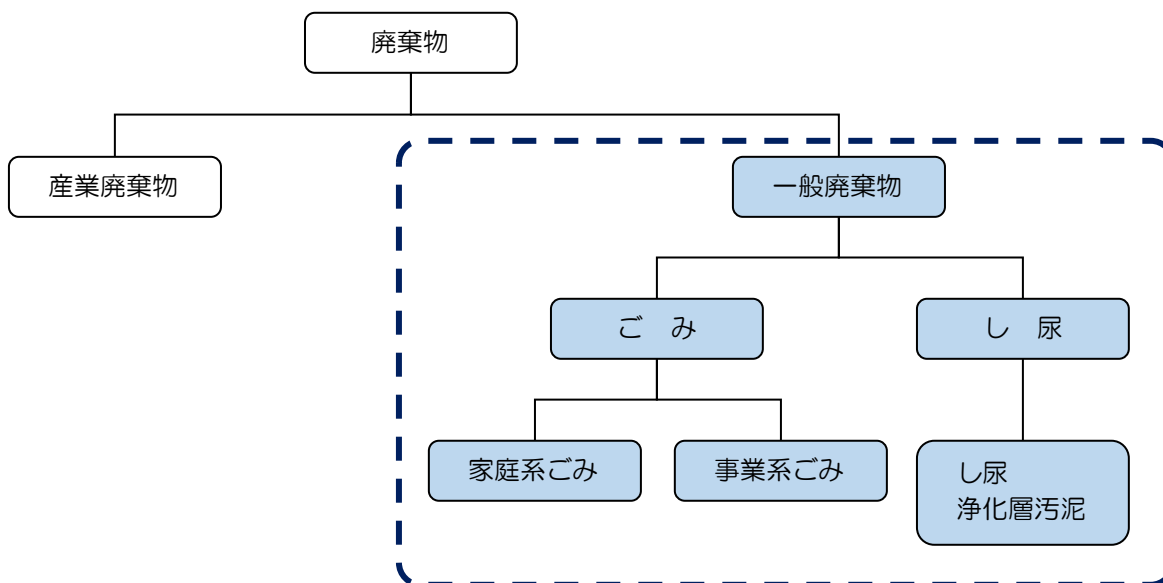
そのため、本計画に基づき毎年策定する一般廃棄物処理実施計画により、PLAN（計画の策定）、DO（施策の実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）によるPDCAサイクルにより継続的な改善を図っていきます。



4 計画の対象となる廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業者から排出される「事業系ごみ」、し尿及び浄化槽汚泥の一般廃棄物とします。

【 対象とする廃棄物の範囲 】



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

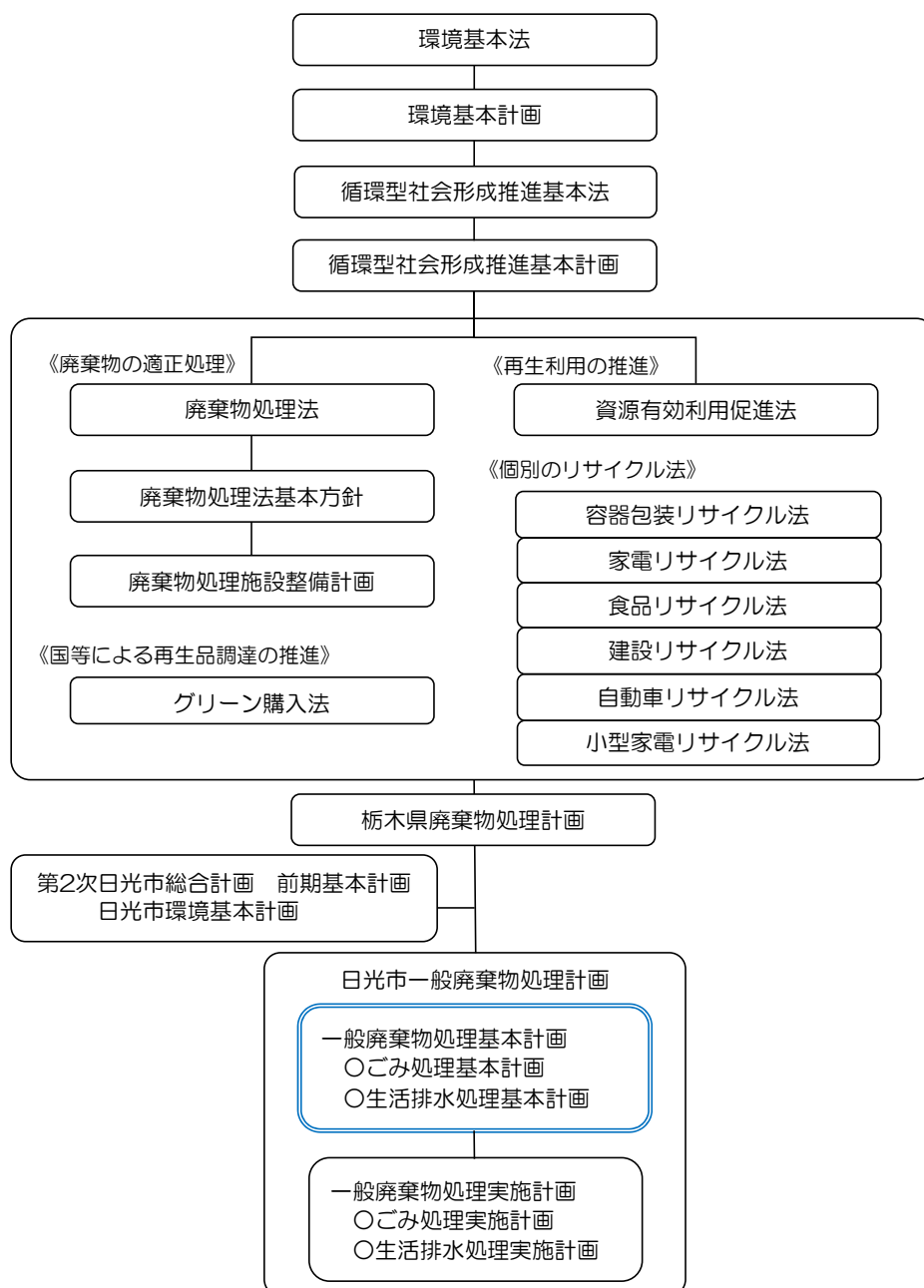
第3節 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村が定める計画であり、本市の一般廃棄物の処理量の見込み、排出抑制や適正処理の方策を定めるものです。

「第2次日光市総合計画前期基本計画」や「日光市環境基本計画」における一般廃棄物の減量化や資源循環、適正処理などの施策を具体化し定める個別計画で、本市の一般廃棄物の処理に関する最上位計画とし、総合的・計画的な廃棄物の処理に関する施策を推進するための計画です。

【 計画の位置付け 】



● 2 関連計画

● 2-1 第2次日光市総合計画 前期基本計画

本市では、市民や地域が活力を持ち、安全で安心な生活を営むことができる社会を構築し、豊かな自然や世界的な歴史・文化を次世代へ大切に引継ぐため、“feel so good 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち”を10年後の都市像に定め、平成28年度を初年度とし目標年度を平成37年度とした「第2次日光市総合計画 基本構想」を策定しています。

平成32年度を目標年度とした「第2次日光市総合計画 前期基本計画」の、第4章まちづくりの基本施策第6節に”自然と共生する環境のまちづくり”を掲げ、循環型社会形成の推進を施策の目標とし、リデュース（Reduce 発生抑制）・リユース（Reuse 再使用）・リサイクル（Recycle 再生利用）の3Rを推進し、ごみの発生を抑え、限りある資源を有効活用する循環型社会の実現に取り組んでいます。

また、第4節の”快適で住みよい、居住環境のまちづくり”では、安全・安心な水の安定供給と公共用水域の水質保全を目標とし、公共下水道の整備推進と維持管理、公共下水道への加入促進、浄化槽の普及促進に取り組んでいます。

● 2-2 日光市環境基本計画

本市は、日光国立公園に代表される優れた自然環境・自然景観や多彩な温泉資源、貴重な歴史文化遺産などに恵まれ、多くの観光客が訪れています。

暮らしや社会経済活動、観光産業における環境負荷を減らし、循環型社会の構築を進め、持続的発展が可能なまちづくりを進めるとともに、恵まれた環境資源を適正に保全・活用し、健全で恵み豊かな環境と市民・滞在者との豊かなふれあいや交流が育まれるまちを目指し、”未来につなぐ 環境交流都市・日光”を目指すべき環境像に掲げ、5つの環境目標を定め施策を推進しています。

環境目標2の“環境への負荷の少ない資源循環型社会のまち”では、ごみの減量化の推進、ごみの適正処理などの施策を掲げ、資源の環プロジェクトで3R（リデュース、リユース、リサイクル）による資源が循環するまちづくりがあげられています。

また、環境目標3の“快適で安心して暮らせるまち”では、良好な水環境や生活環境の保全、安全・安心な暮らしの確保などの施策を掲げ、水の環プロジェクトでは河川や水路、湧水地などの良好な水環境の保全と確保に向け、生活排水対策の推進があげられています。

第4節 地域の概況

1 地勢

本市は、栃木県の北西部に位置し、西は群馬県、北は福島県、南は宇都宮市、鹿沼市、東は那須塩原市、塩谷町に接しています。総面積は、栃木県の約4分の1を占める約1,450km²で、その約9割が森林となっています。

地形的には、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、南部には大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地があります。標高は、一番高い白根山が2,578m、一番低い行川の谷が約200mで、その差は約2,380mになります。



2 気候

本市には、気象観測所が今市、奥日光、五十里、土呂部の4ヶ所設置されています。

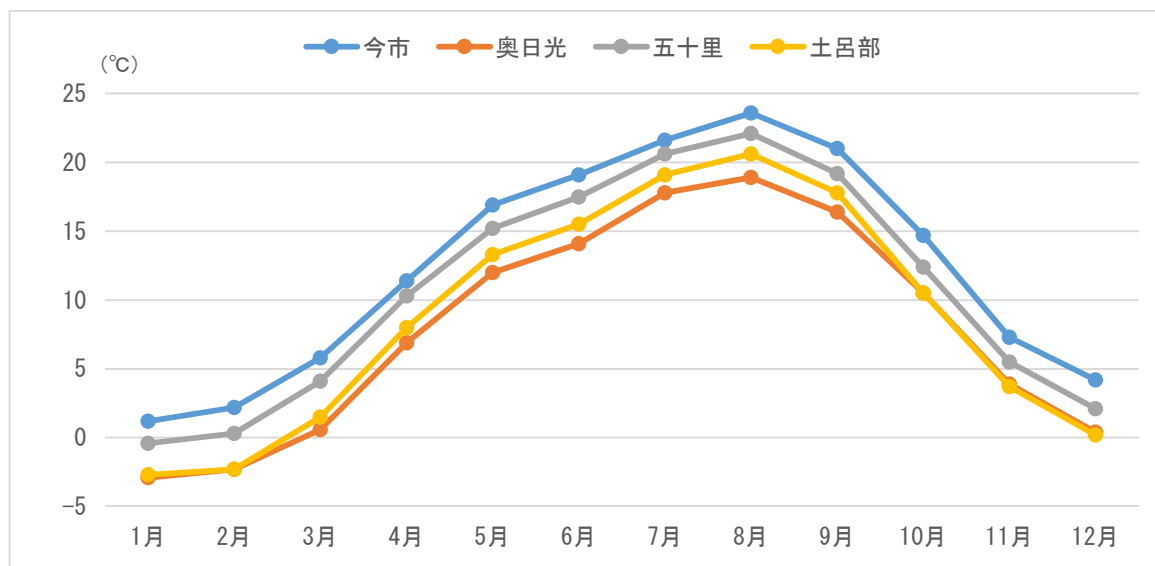
平成28年の気象の概況は、標高の高い奥日光、土呂部と今市では、大きく異なります。

【平成28年の気象概況】

項 目			今市	奥日光	五十里	土呂部
気温	平均気温	(℃)	12.4	8.0	10.7	8.8
	日最高平均	(℃)	17.5	12.3	15.9	14.7
	日最低平均	(℃)	8.1	3.9	6.7	3.4
年間降水量		(mm)	1,938.5	1,886.0	1,378.0	1,170.5
平均日照時間		(時間)	148.5	152.7	131.4	139.4
平均風速		(m/s)	1.2	3.1	1.5	1.2
最多風向			西	西	南南東	北西・南東

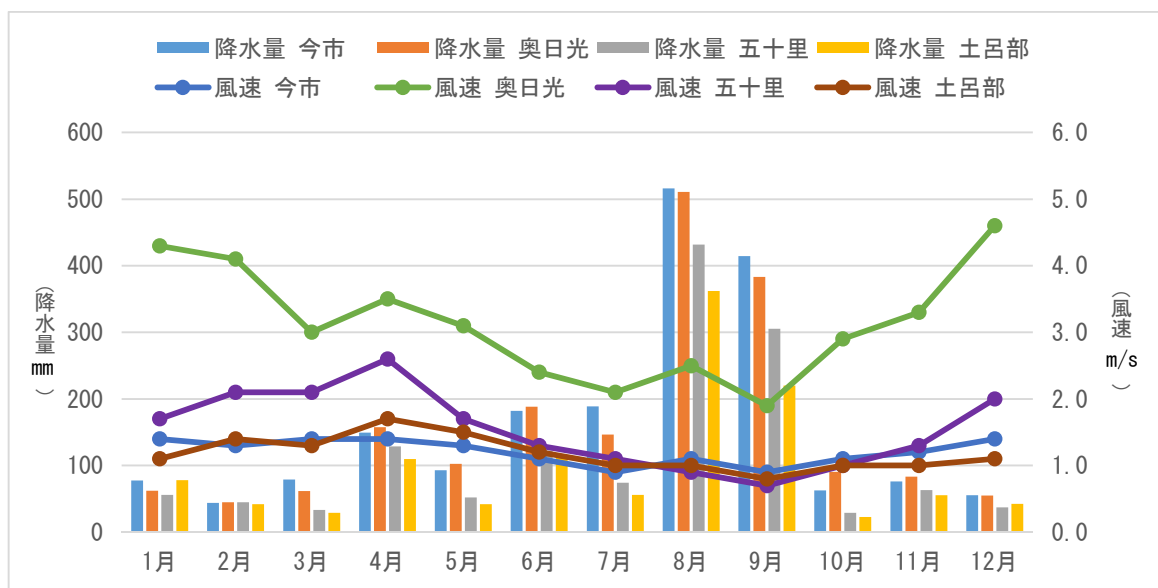
資料：気象庁

【月別平均気温】



資料：気象庁

【 月別降水量・平均風速 】



資料：気象庁

3 人口

3-1 人口

人口及び世帯数は、減少傾向で推移し、一世帯あたりの人数も僅かに減少しています。

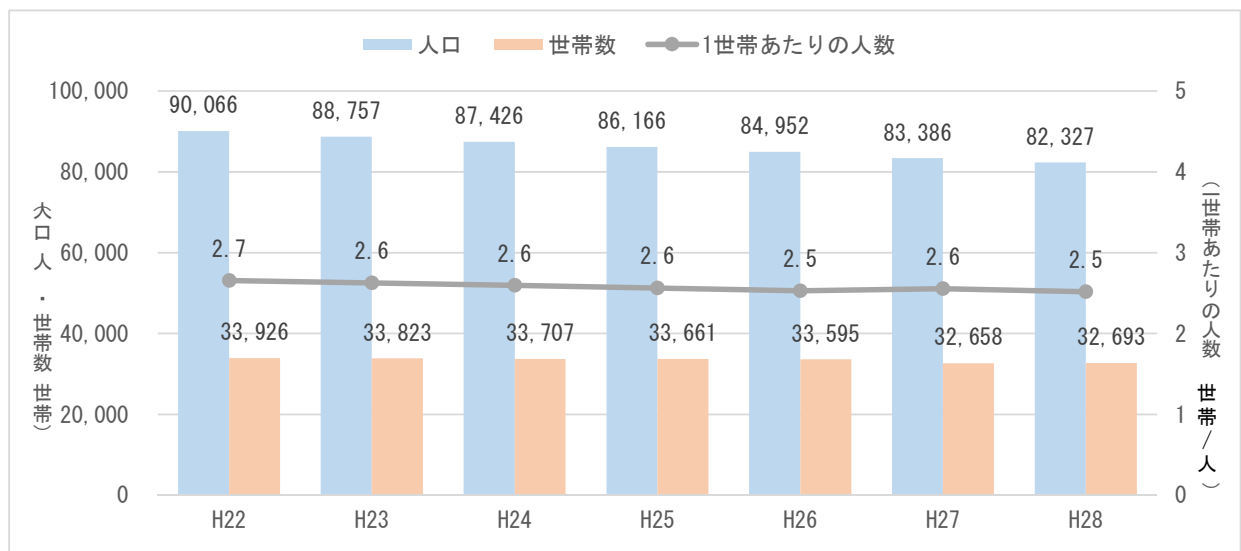
【 人口・世帯数・一世帯あたりの人数の推移 】

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
人口※ (人)	90,066	88,757	87,426	86,166
世帯数※ (世帯)	33,926	33,823	33,707	33,661
一世帯あたりの人数 (世帯/人)	2.7	2.6	2.6	2.6
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	
人口※ (人)	84,952	83,386	82,327	
世帯数※ (世帯)	33,595	32,658	32,693	
一世帯あたりの人数 (世帯/人)	2.5	2.6	2.5	

※人口、世帯数とも国勢調査に基づく推計

資料：日光市統計書

【 人口・世帯数・1 世帯あたりの人数の推移 】



※人口、世帯数とも国勢調査に基づく推計

資料：日光市統計書

3-2 観光客入込数

本市は、国内でも有数の観光地を抱えており、特に日光地域には、毎年多くの観光客が訪れています。平成 23 年は、東日本大震災の影響により観光客が少なくなりましたが、その後増加し震災前の水準に戻っています。

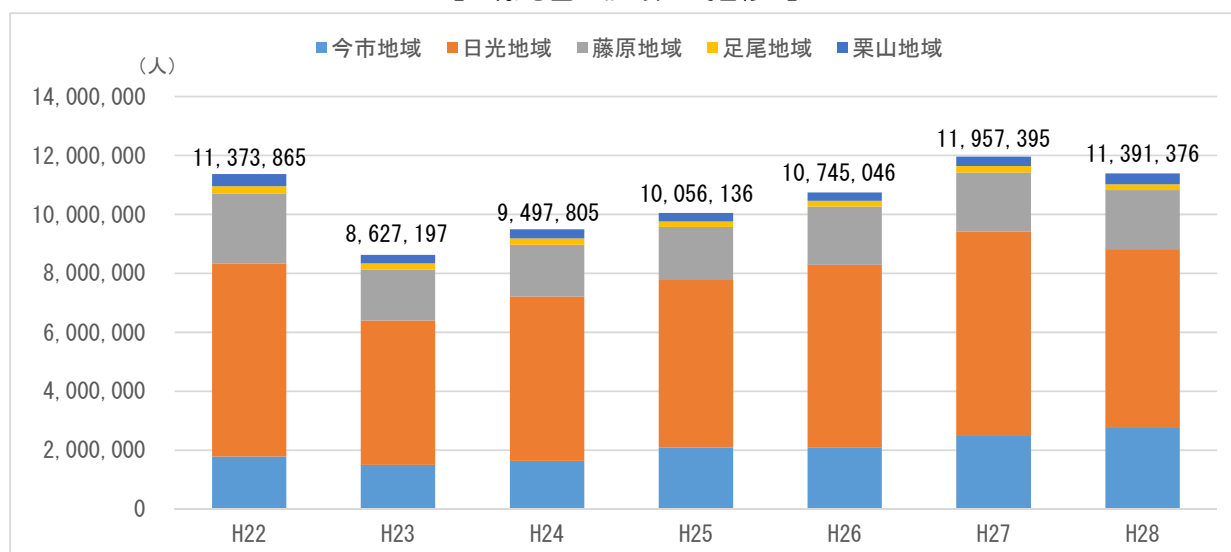
【 観光客入込数の推移 】

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
日光市全域	11,373,865	8,627,197	9,497,805	10,056,136
今市地域	1,774,033	1,503,715	1,638,278	2,087,348
日光地域	6,559,082	4,891,102	5,580,842	5,684,893
藤原地域	2,373,390	1,728,388	1,751,396	1,804,543
足尾地域	247,372	217,814	218,168	187,248
栗山地域	419,988	286,178	309,121	292,104
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	
日光市全域	10,745,046	11,957,395	11,391,376	
今市地域	2,096,376	2,512,435	2,779,156	
日光地域	6,187,269	6,901,286	6,045,291	
藤原地域	1,984,627	2,007,843	1,997,380	
足尾地域	198,654	214,315	197,984	
栗山地域	278,120	321,516	371,565	

資料：日光市統計書

【 観光客入込数の推移 】



資料：日光市統計書

4 産業

就業人口の減少により、第一次産業から第三次産業のすべてで減少しています。
産業別人口の割合は、農業などの第一次産業と建設業や製造業の第二次産業は低くなっていますが、サービス業などの第三次産業は高くなっています。

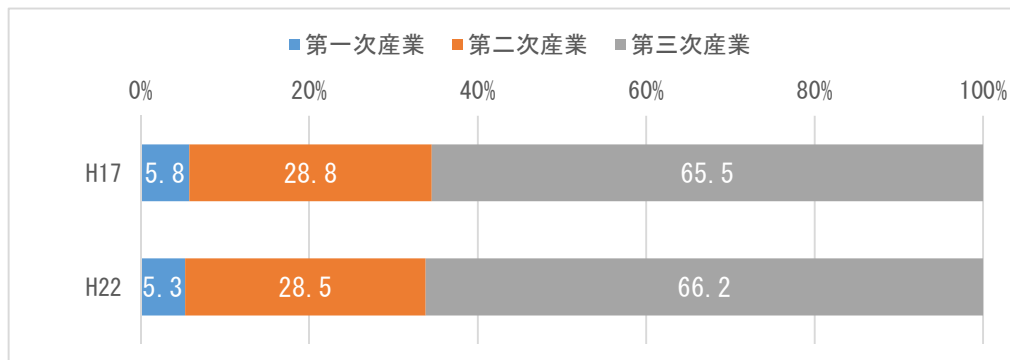
【 産業別人口の推移 】

単位：人

	平成 17 年	平成 22 年
第一次産業	2,768	2,315
第二次産業	13,795	12,549
第三次産業	31,412	29,102
合 計	47,975	43,966

資料：日光市統計書

【 産業別人口の割合 】



資料：日光市統計書

5 土地利用の状況

山林などの面積がやや減少しています。

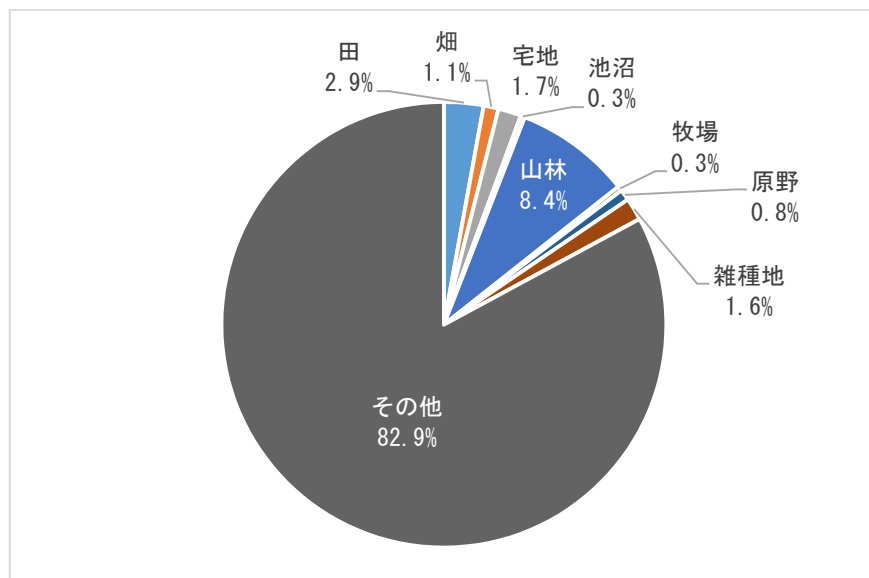
【 土地利用の推移 】

単位：km²

	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年
田	41.79	41.68	41.60
畑	16.22	15.98	15.76
宅地	23.54	23.91	24.16
池沼	2.96	4.46	4.47
山林	132.05	130.52	122.27
牧場	5.02	5.02	5.02
原野	11.56	11.58	11.54
雑種地	23.34	23.34	23.44
その他	1,193.39	1,193.38	1,201.57
合 計	1,449.87	1,449.87	1,449.83

資料：日光市統計書

【 地目別面積 平成 27 年 】



※その他には保安林・公衆道路等を含む

資料：日光市統計書

6 水質保全に関する状況

水の汚れの指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の主要河川の年平均値は、平成 27 年度にやや高い傾向となり、清水川（小林 4 区大橋下）で環境基準を超える値となっていますが、それ以外では環境基準値以下となっています。

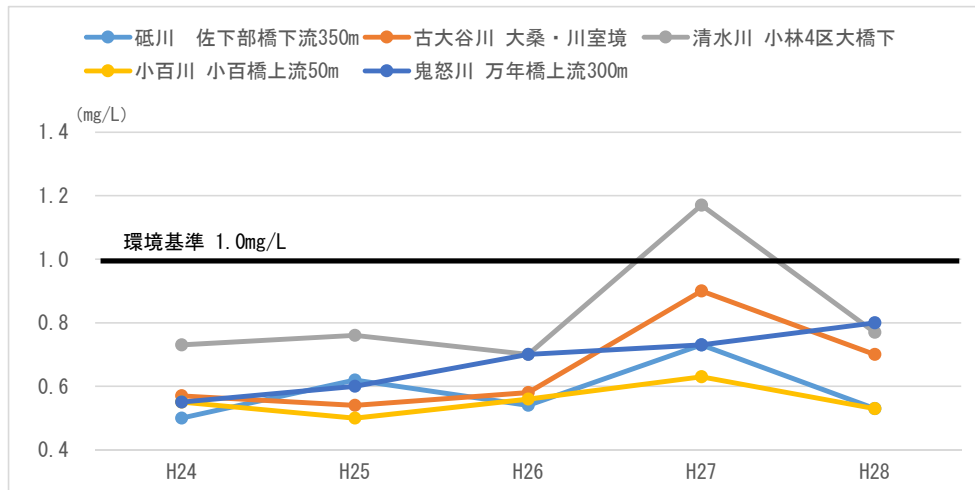
【 河川等水質分析結果の BOD 年間平均値の推移 】

単位：mg/L

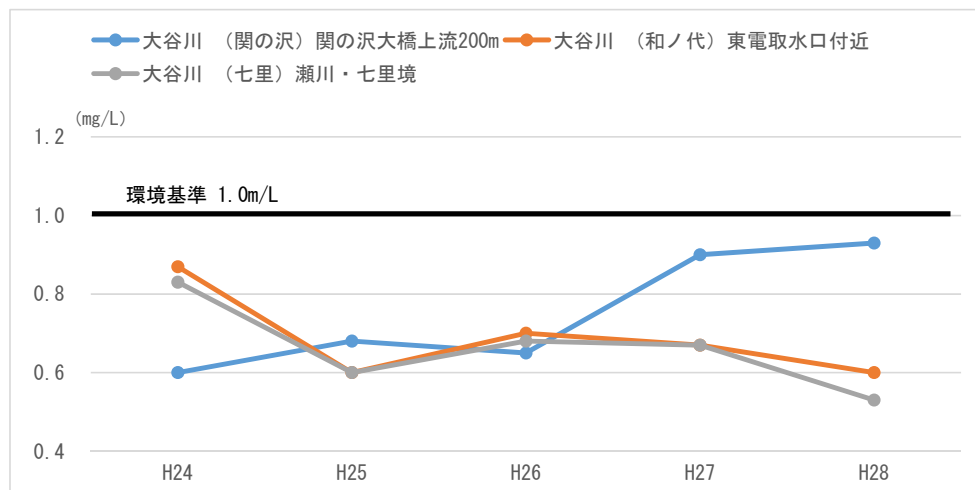
	環境基準	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
砥川 佐下部橋下流 350m	AA 1.0	0.50	0.62	0.54	0.73	0.53
古大谷川 大桑・川室境		0.57	0.54	0.58	0.90	0.70
清水川 小林 4 区大橋下		0.73	0.76	0.70	1.17	0.77
小百川 小百橋上流 50m		0.55	0.50	0.56	0.63	0.53
鬼怒川 万年橋上流 300m		0.55	0.60	0.70	0.73	0.80
大谷川（関の沢） 関の沢大橋上流 200m		0.60	0.68	0.65	0.90	0.93
大谷川（和ノ代） 東電取水口付近		0.87	0.60	0.70	0.67	0.60
大谷川（七里） 瀬川・七里境		0.83	0.60	0.68	0.67	0.53
行川 小倉中内橋上流 300m	A 2.0	1.00	0.62	0.62	0.83	0.77
田川 吉沢日光森林組合下		0.57	0.72	0.86	0.73	0.57
赤堀川 日光市役所付近		0.73	0.62	0.62	1.13	0.73
渡良瀬川 渡良瀬橋		0.50	0.65	0.50	0.60	0.60
渡良瀬川 遠下橋		0.50	0.68	0.56	0.57	0.67
武子川 岩崎篠沢橋下	B 3.0	1.25	0.98	1.18	1.30	1.23

資料：日光市環境課

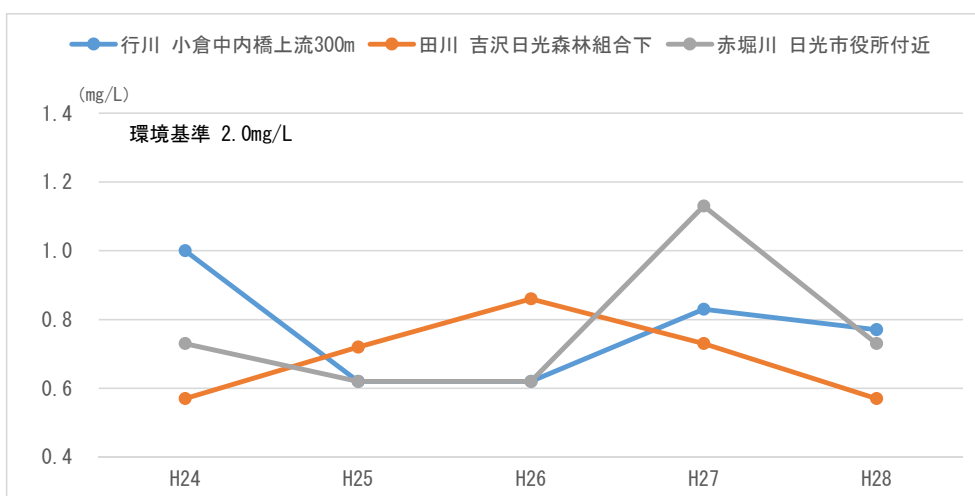
【 河川等水質分析結果の BOD 年間平均値の推移 1 】



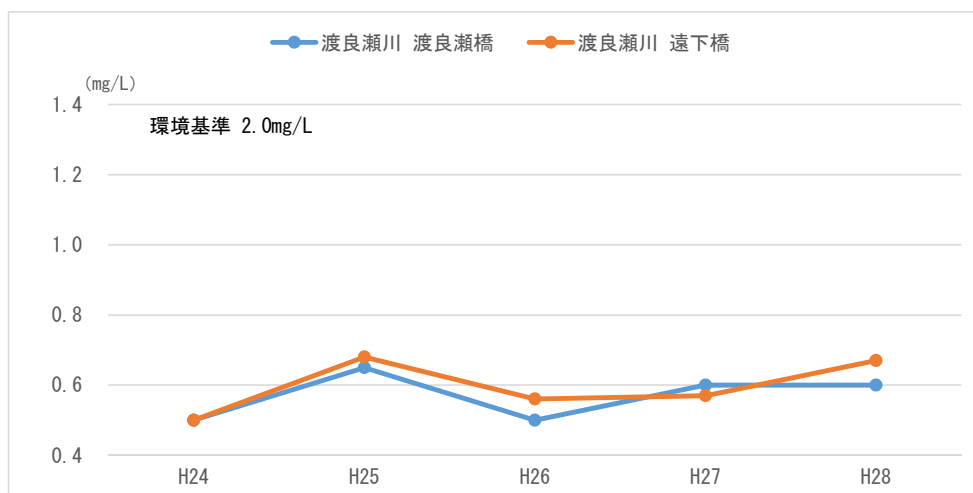
【 河川等水質分析結果の BOD 年間平均値の推移 2 】



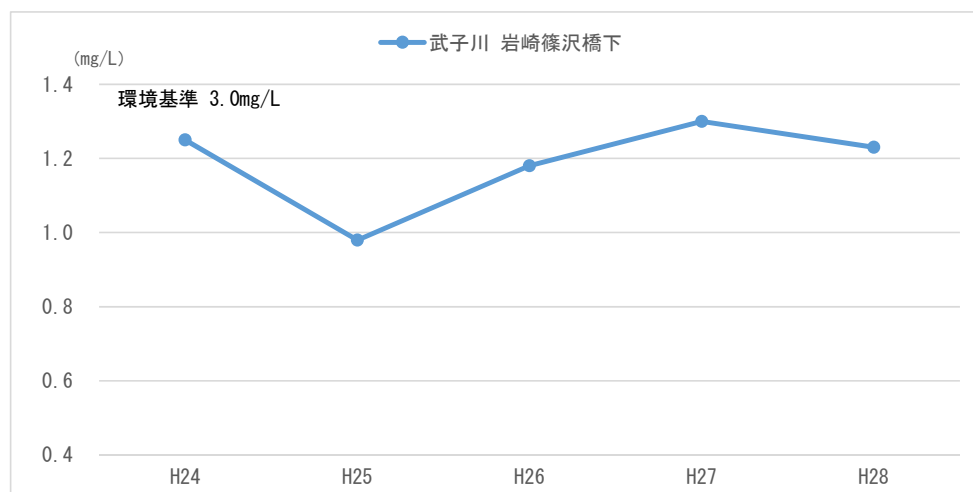
【 河川等水質分析結果の BOD 年間平均値の推移 3 】



【 河川等水質分析結果の BOD 年間平均値の推移 4 】



【 河川等水質分析結果の BOD 年間平均値の推移 5 】



第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状

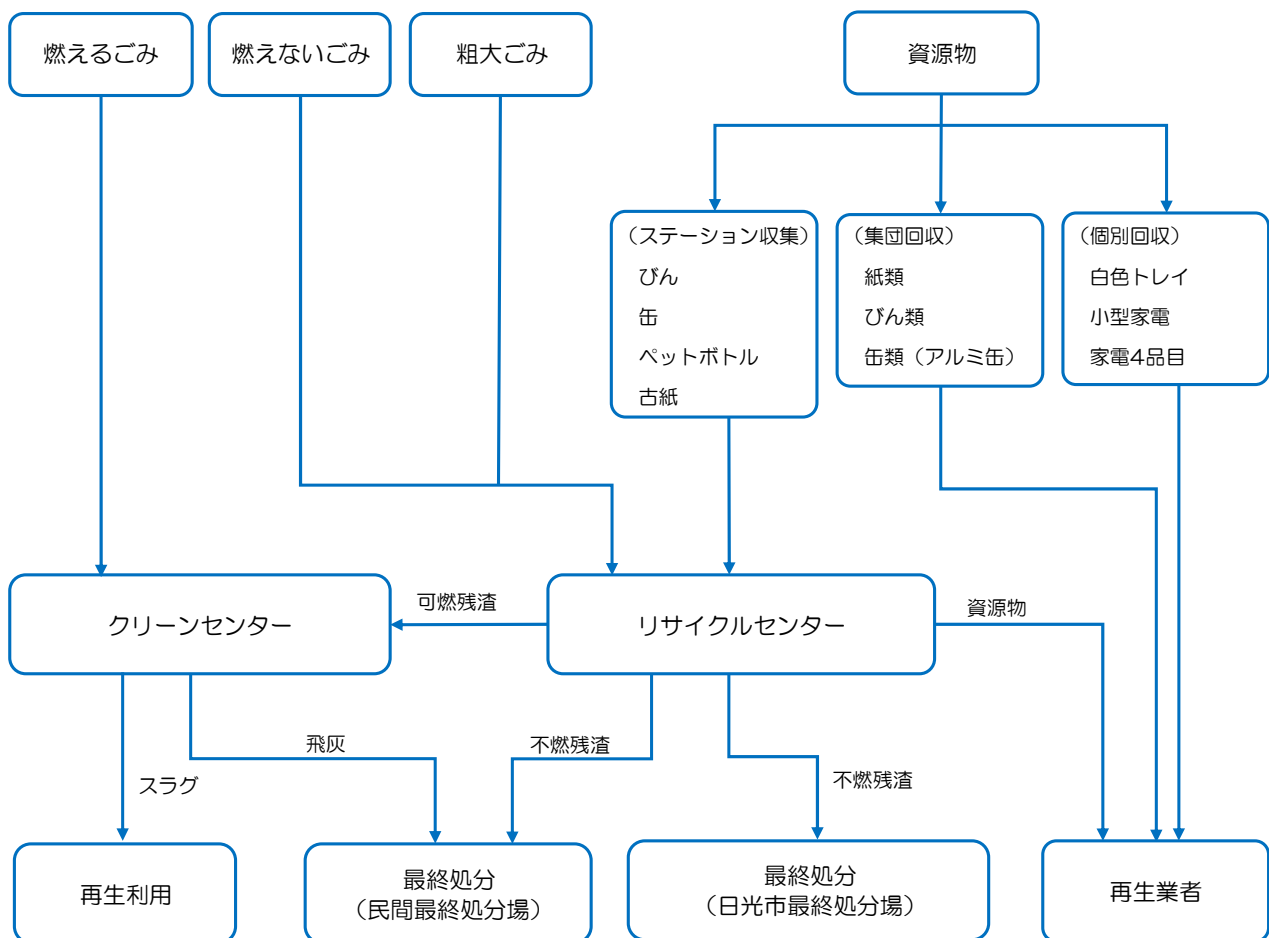
1 ごみ処理の現況

1-1 ごみ処理のフロー

処理施設は集約を図り、燃えるごみはクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰はスラグとして再生利用し、飛灰は最終処分しています。燃えないごみ、粗大ごみ、資源物は、リサイクルセンターで破碎・選別・圧縮などの処理を行い、資源物は再生業者で資源化され、可燃残渣はクリーンセンターで焼却し、不燃残渣は最終処分しています。

集団回収や個別回収により回収された資源物は、再生業者により資源化されています。

【 ごみ処理のフロー 】



1-2 ごみ処理体制

(1) ごみの分別区分

ごみの分別区分の統一を図り、家庭系ごみは、ごみステーションでの収集と、本庁舎・行政センター・地区センター・出張所などでの拠点回収、戸別収集を行っています。平成 30 年 4 月 1 日からの家庭ごみの有料化に伴い分別区分も変更します。また、事業系ごみも同じ分別区分になっています。

【 分別区分 】

分 類	主な品目
燃えるごみ	生ごみ、紙おむつ、木の枝、アルミホイル、食用油、シャンプーなどの空き容器、ビデオテープ、CD、ビニール、プラスチック類
燃えないごみ	なべ、フライパン、せともの、植木鉢、一斗缶、おもちゃ、スプレー缶・カセットボンベ、ライター、ガラス、乾電池、電球
資源物	
びん	飲食物の入っていたびん
缶・ペットボトル	飲食物の入っていた缶（缶詰、菓子、茶、食用油、ミルクなど） 飲食物の入っていたペットボトル
古紙	新聞紙（チラシを含む）、雑誌・雑がみ、紙パック、ダンボール、シュレッダーにかけた紙類（平成 30 年 4 月 1 日から変更）
衣類・古布類	衣服、古着、古布（平成 30 年 4 月 1 日から変更）
粗大ごみ	縦・横・高さのいずれかが 60cm 以上または重量が 10kg 以上のもの
小型家電	小型家電（幅 25cm×高さ 10cm 以内）回収ボックスに入るもの 携帯電話、ノートパソコン、電気カミソリ、ヘッドホン、ラジオ、デジタルカメラ、電卓、ゲーム機など
食品白色トレイ	食品白色トレイ（色のついたトレイは不可）
市では処理できないごみ	家電 4 品目（エアコン、テレビ、洗濯機及び衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫） タイヤ、消火器、バッテリー、農薬及び薬品類、塗料、ドラム缶、バイク、ガスボンベ、塩ビ板及び管、建築廃材、瓦、農業用ビニール、コンクリート、石、耐火金庫など

(2) ごみの収集方法と頻度

家庭系ごみの収集は、粗大ごみ以外はステーション方式により実施しています。収集の頻度は、ごみの量を踏まえ、2回/週から1回/月まで設定しています。

燃えるごみは、平成30年4月1日から有料となり、指定ごみ袋制による収集を開始します。また、衣類・古布類も収集方法や頻度を調整し、収集を開始します。

粗大ごみは、直接搬入もしくは有料での戸別収集を行っています。

小型家電、食品白色トレイの拠点回収は、回収ボックスが設置されている施設が開いている時間内であれば持ち込むことができます。

【 ごみの収集方法と頻度 】

分 類	出し方	収集方法	収集頻度
燃えるごみ	日光市指定ごみ袋に入れる。 木の枝は直径2cm以内、長さ50cm以内にして束ねる。 おむつ、刈草・落葉は透明又は半透明の袋	ステーション方式	2回/週
燃えないごみ	透明又は半透明の袋（今市地域） 透明又は半透明の袋・コンテナ（日光・藤原・足尾・栗山地域）	ステーション方式	1回/月
資源物			
びん	コンテナ	ステーション方式	2回/月
缶・ペットボトル	コンテナ		
古紙	種類ごとにひもで束ねるか紙袋に入れる。		1回/月
衣類・古布類	（詳細については実施計画で定める）		
粗大ごみ	—	施設搬入 戸別収集	—
小型家電	行政センター、地区センター、出張所に設置されている回収ボックスに入れる。	拠点回収	—
食品白色トレイ	地区センター、出張所、公民館などに設置してある回収ボックスに入れる。	拠点回収	—

【 処理施設への直接持ち込み 】

施設名	分別区分	受け入れ曜日・時間
日光市クリーンセンター	燃えるごみ	月曜日～土曜日 午前 9 時～午後 4 時 30 分
日光市リサイクルセンター	燃えないごみ	月曜日～金曜日※ 午前 9 時～午後 4 時 30 分 4・8・12 月 第 1 日曜日 午前 9 時～午後 3 時
	資源物	
	粗大ごみ	

※平成 30 年 3 月現在

(3) ごみ処理手数料

家庭系ごみのうち燃えるごみは、平成 30 年 4 月 1 日から指定ごみ袋にごみ処理手数料が含まれます。粗大ごみについては処理手数料が必要ですが、それ以外のごみは無料で処理しています。

事業系のごみは、重量により処理手数料が必要となり、平成 30 年 4 月 1 日から処理手数料が改定されます。

【 ごみ処理手数料 】

分 類		手 数 料
家庭系ごみ		
燃えるごみ（平成30年4月1日から施行）		1 円/1 リットル
燃えないごみ		無料
資源物		
粗大ごみ	縦・横・高さのいずれかが 60cm 以上または 10kg 以上のもの	1,020 円/個
	縦・横・高さのいずれかが 150cm 以上または 20kg 以上のもの	2,050 円/個
	縦・横・高さのいずれかが 200cm 以上または 30kg 以上のもの	3,080 円/個
事業系ごみ		
燃えるごみ（平成30年4月1日から変更）		150 円/10kg
燃えないごみ（平成30年4月1日から変更）		
資源物（平成30年4月1日から変更）		無料

【 指定ごみ袋の販売価格 】

袋容量	10 リットル	20 リットル	30 リットル	45 リットル
10 枚入り料金	100 円	200 円	300 円	450 円

(4) 収集運搬の状況

家庭系ごみは、ステーション方式で委託業者により収集しています。事業系ごみは許可業者により収集を行っています。家庭系及び事業系ともクリーンセンター、リサイクルセンターへの排出者自らの直接搬入も受け付けています。

(5) 中間処理の状況

焼却を行う日光市クリーンセンター、破碎・選別・圧縮などを行う日光市リサイクルセンターで中間処理を行っています。

【 中間処理施設の概要 】

焼却施設			
	施 設 名	日光市クリーンセンター	
	所 在 地	日光市千本木 945 番 1	
	竣 工	平成 22 年 7 月	
	処 理 方 式	シャフト炉式ガス化溶融方式	
	処 理 能 力	67.5t/24h×2 炉 計 135t/24h	
	発 電 能 力	2,000kW	
リサイクル施設			
	施 設 名	日光市リサイクルセンター	
	所 在 地	日光市町谷 809 番地 2	
	施 設	粗大ごみ処理施設	資源物処理施設
	竣 工	平成 8 年 3 月	平成 26 年 2 月
	処 理 能 力	30t/5h	10t/5h
	処 理 方 式	破碎・圧縮併用方式 (衝撃剪断併用回転式)	圧縮減容方式
	選 別 設 備	磁性物選別装置、アルミ選別装置、不燃物・可燃物選別装置、 ガラスびん自動選別装置	

(6) 最終処分の状況

日光市リサイクルセンターの敷地内に最終処分場を保有していますが、埋立可能な残容量が少ないことから、災害等の不測の事態に対応するため、処分場の余力を残した残地管理が必要となります。今後、新たな最終処分場を建設することが難しいことから、民間最終処分業者に委託し、残容量を確保しています。

【 最終処分場の概要 】

所在地	日光市町谷 809 番地 2
総容量	65,900m ³
埋立面積	6,680m ²
方式	ゴムシート引管理型処分場

2 ごみの排出量

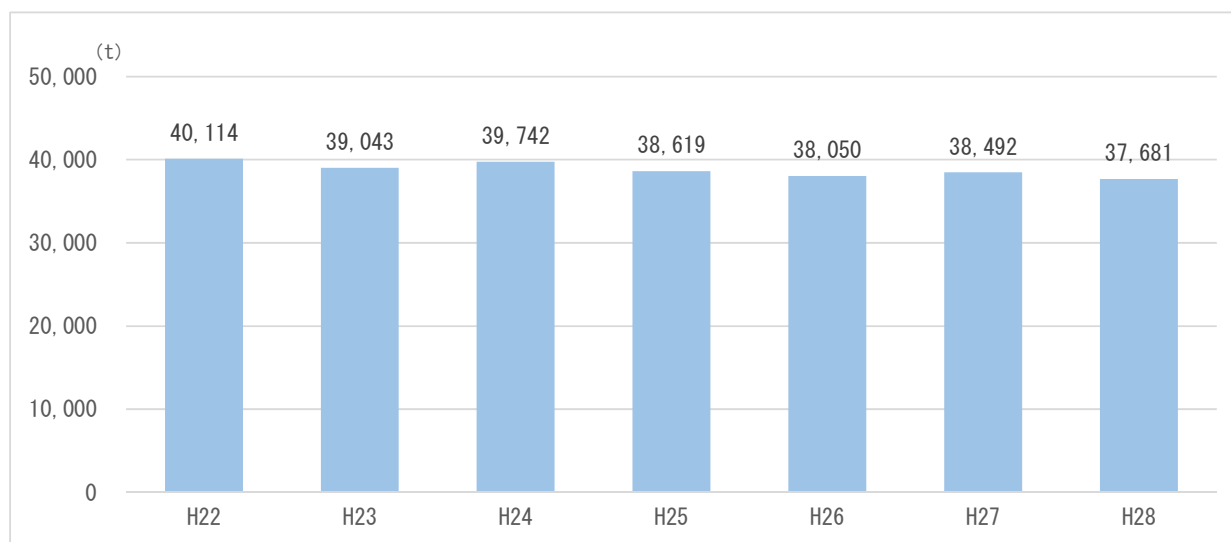
2-1 ごみ総排出量

ごみ総排出量は、減少傾向で推移しています。

【 ごみ総排出量の推移 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ごみ総排出量 (t)	40,114	39,043	39,742	38,619
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
ごみ総排出量 (t)	38,050	38,492	37,681	

【 ごみ総排出量の推移 】



2-2 ごみの種類別排出量

ごみの種類別排出量は、燃えないごみ、粗大ごみと集団回収は年度によるばらつきがみられるものの横ばいで推移していますが、燃えるごみ、資源物は減少傾向となっています。

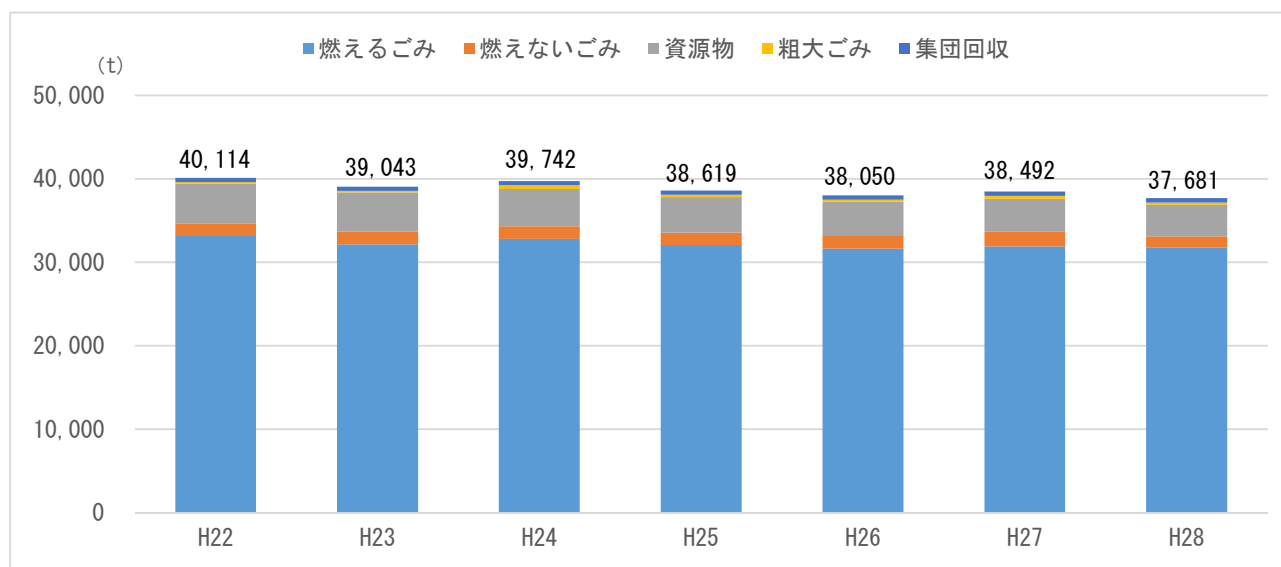
平成 24 年度の粗大ごみ、平成 27 年度の燃えないごみ及び粗大ごみは、災害廃棄物の排出により多くなっています。

【 ごみの種類別排出量の推移 】

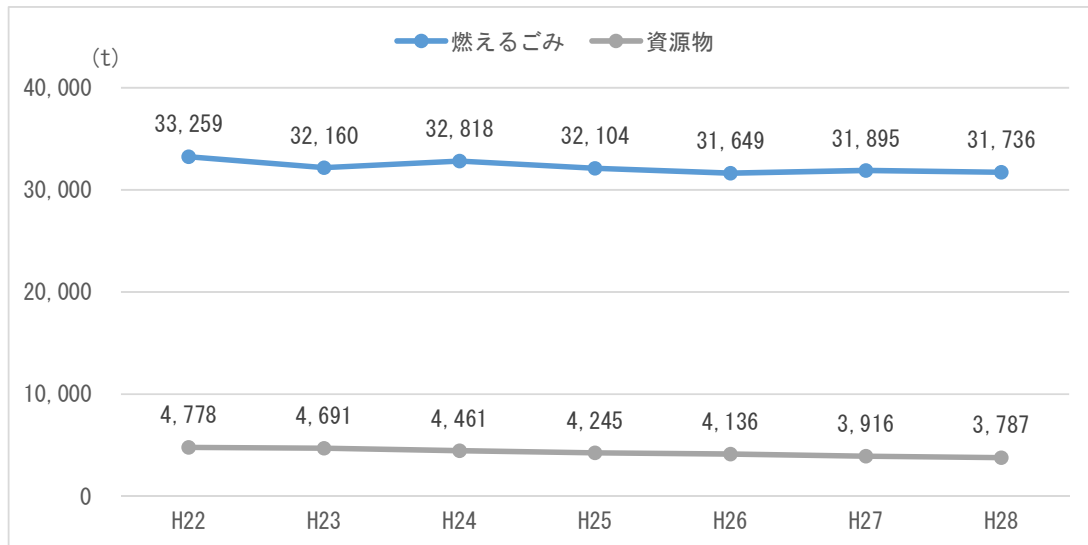
単位：t

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
燃えるごみ	33,259	32,160	32,818	32,104
燃えないごみ	1,398	1,507	1,511	1,477
資源物	4,778	4,691	4,461	4,245
粗大ごみ	179	210	458	280
集団回収	500	475	494	513
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
燃えるごみ	31,649	31,895	31,736	
燃えないごみ	1,487	1,803	1,366	
資源物	4,136	3,916	3,787	
粗大ごみ	228	336	271	
集団回収	550	542	521	

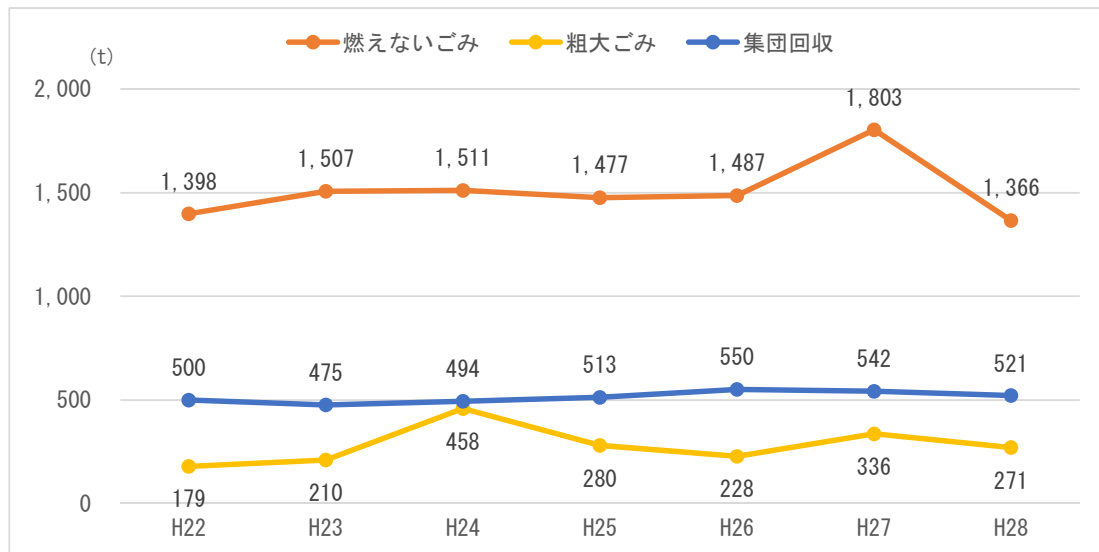
【 ごみの種類別排出量の推移 】



【 ごみの種類別排出量の推移：燃えるごみ・資源物 】



【 ごみの種類別排出量の推移：燃えないごみ・粗大ごみ・集団回収 】



2-3 家庭系・事業系ごみの量

家庭系ごみ排出量は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、粗大ごみは減少傾向で、燃えないごみ、粗大ごみは年度によりばらつきがみられますが、全体としては減少傾向で推移しています。平成 24 年度の粗大ごみ、平成 27 年度の燃えないごみ及び粗大ごみは、災害廃棄物の排出により多くなっています。

事業系のごみ排出量は、燃えるごみ以外は減少傾向で推移していますが、燃えるごみが増加しているため、全体としては増加傾向で推移しています。

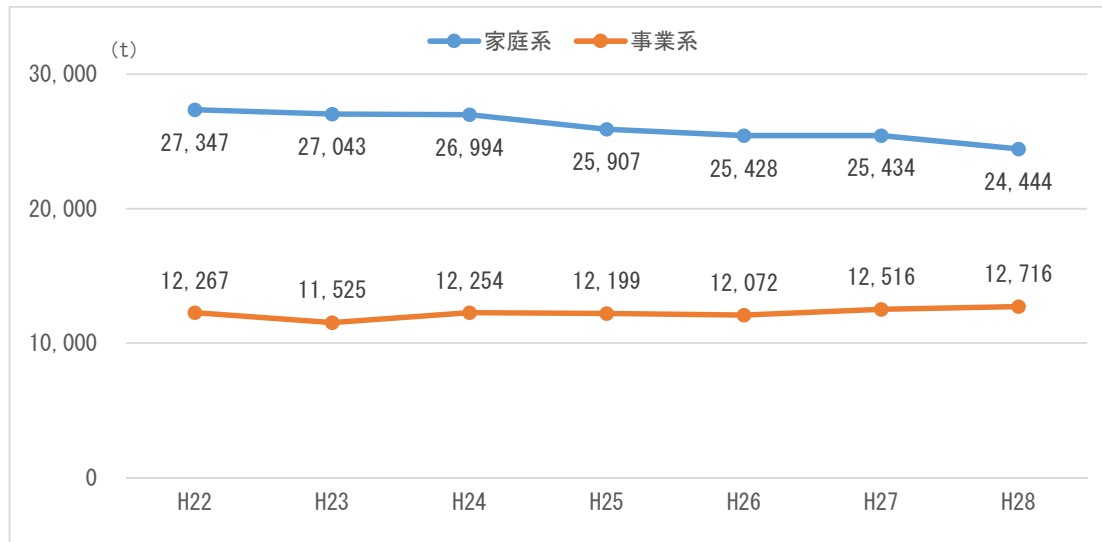
【 家庭系・事業系ごみ量の推移 】

単位：t

分 類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
家庭系ごみ	27,347	27,043	26,994	25,907
燃えるごみ	21,661	21,276	21,210	20,526
燃えないごみ	1,011	1,095	1,080	1,049
資源物	4,496	4,462	4,246	4,052
粗大ごみ	179	210	458	280
事業系ごみ	12,267	11,525	12,254	12,199
燃えるごみ	11,598	10,884	11,608	11,578
燃えないごみ	387	412	431	428
資源物	282	229	215	193
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
家庭系ごみ	25,428	25,434	24,444	
燃えるごみ	20,192	19,957	19,606	
燃えないごみ	1,051	1,421	994	
資源物	3,957	3,720	3,573	
粗大ごみ	228	336	271	
事業系ごみ	12,072	12,516	12,716	
燃えるごみ	11,457	11,938	12,130	
燃えないごみ	436	382	372	
資源物	179	196	214	

(※集団回収を除く)

【 家庭系・事業系ごみ量の推移 】



2-4 一人1日当たりのごみ排出量

一人1日当たりのごみ排出量¹は、年度により増減があるものの大きな変化はなく横ばいで推移しています。一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少傾向で推移しています。

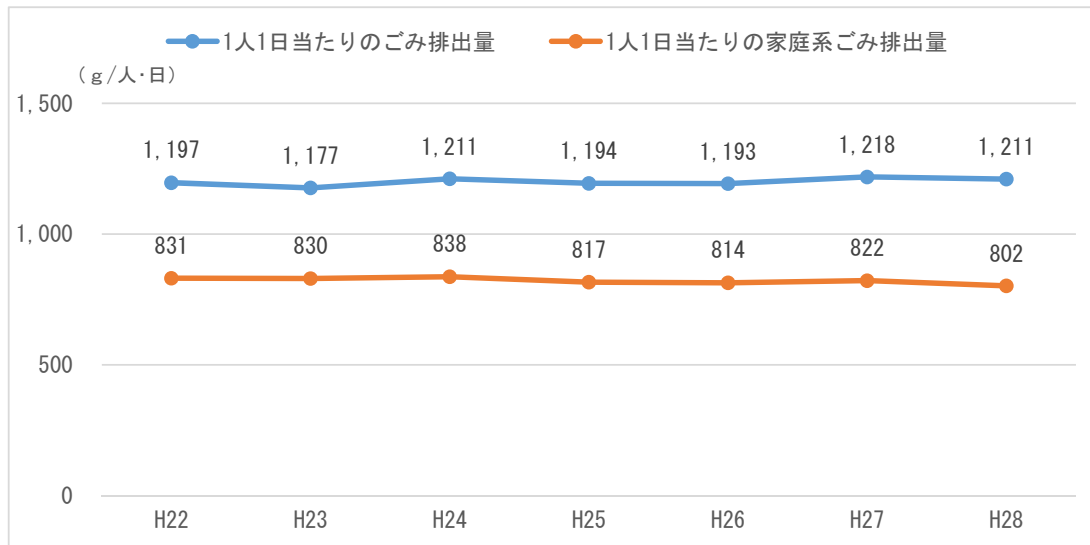
【 一人1日当たりのごみ排出量の推移 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ごみ総排出量 (t)	40,114	39,043	39,742	38,619
家庭系ごみ排出量 (t)	27,847	27,518	27,488	26,420
人口 (人) ※	91,811	90,611	89,887	88,628
一人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,197	1,177	1,211	1,194
一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人・日)	831	830	838	817
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
ごみ総排出量 (t)	38,050	38,492	37,681	
家庭系ごみ排出量 (t)	25,978	25,976	24,965	
人口 (人) ※	87,414	86,327	85,268	
一人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	1,193	1,218	1,211	
一人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人・日)	814	822	802	

※人口は各年 10 月 1 日

¹ 一人 1 日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 365

【 一人 1 日当たりのごみ排出量の推移 】



2-5 資源物の推移

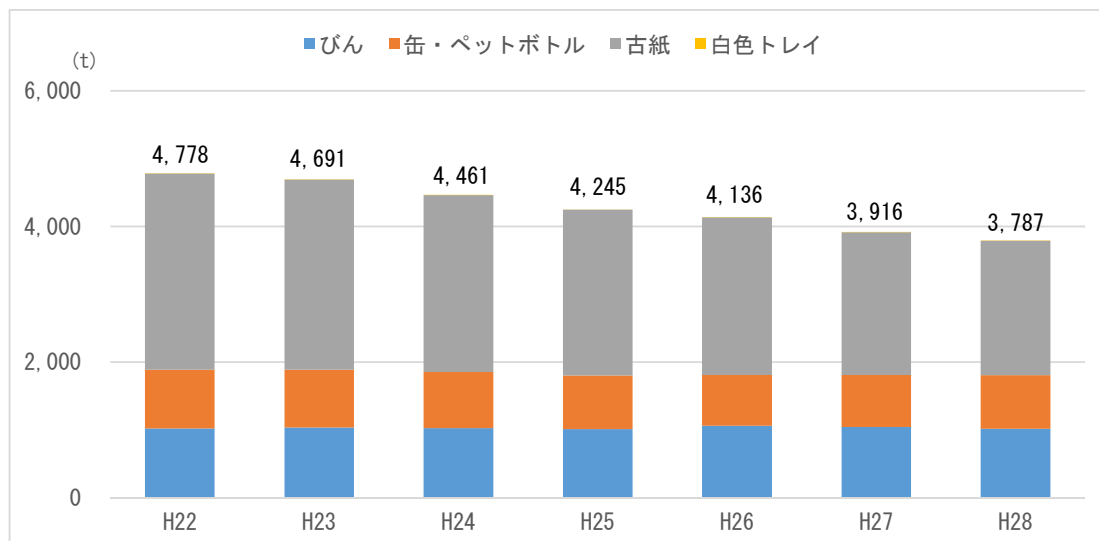
資源物の排出量の推移は、平成 22 年度以降は減少傾向で推移し、特に古紙は年々減少傾向で推移しています。

【 資源物の推移 】

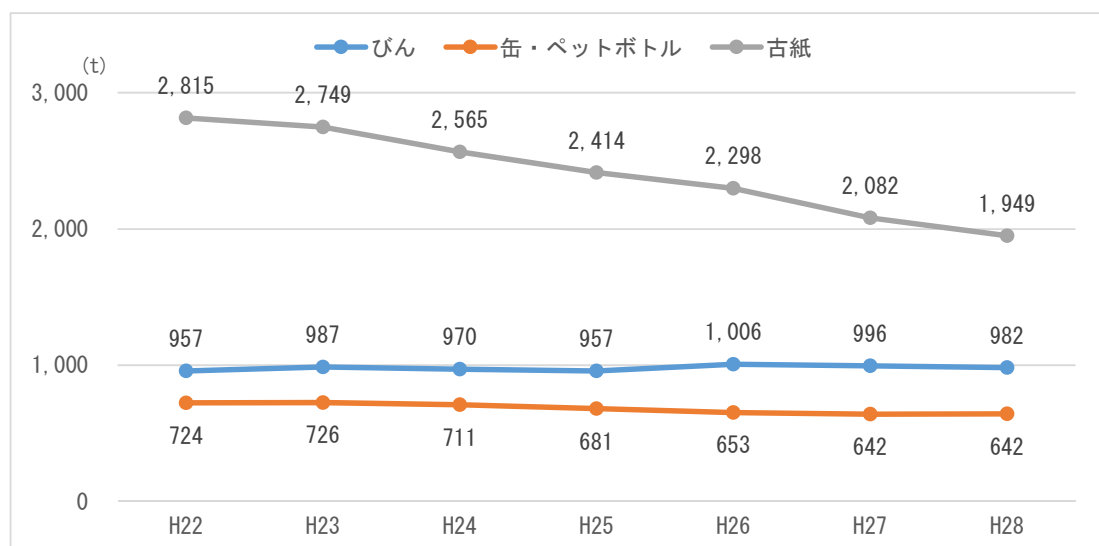
単位：t

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
家庭系	4,496	4,462	4,246	4,052
びん	957	987	970	957
缶・ペットボトル	724	726	711	681
古紙	2,815	2,749	2,565	2,414
白色トレイ	0.4	0.1	0.1	0.1
事業系	282	229	215	193
びん	63	46	54	55
缶・ペットボトル	142	125	121	108
古紙	77	58	40	30
合計	4,778	4,691	4,461	4,245
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
家庭系	3,957	3,720	3,573	
びん	1,006	996	982	
缶・ペットボトル	653	642	642	
古紙	2,298	2,082	1,949	
白色トレイ	0.1	0.1	0.1	
事業系	179	196	214	
びん	56	45	33	
缶・ペットボトル	95	125	149	
古紙	28	26	32	
合計	4,136	3,916	3,787	

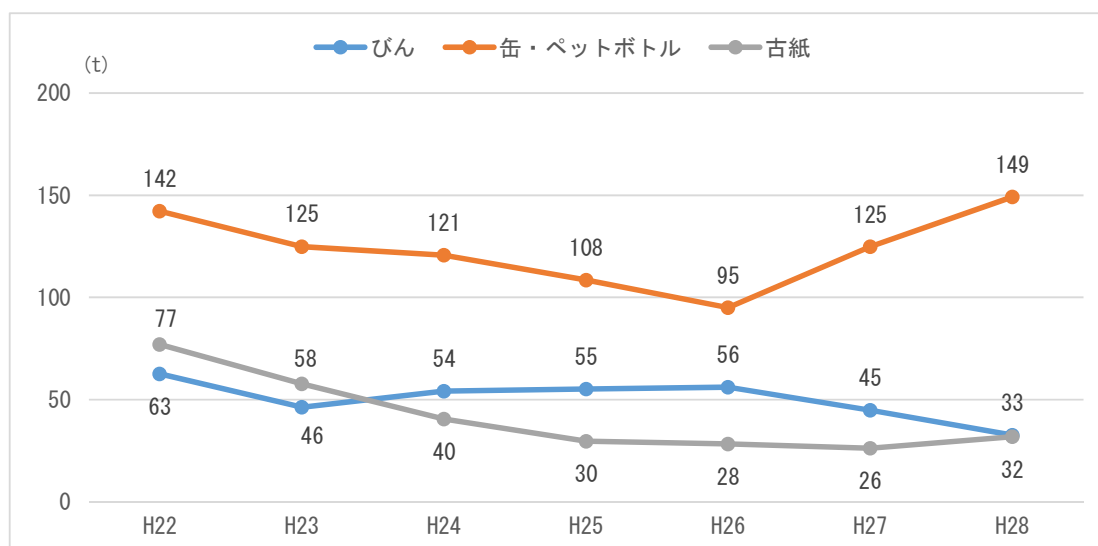
【 資源物の推移 】



【 資源物の推移：家庭系 】



【 資源物の推移：事業系 】



3 収集運搬の現況

家庭系ごみは、委託業者による収集運搬を行っています。収集運搬量は減少傾向で推移していますが、直接搬入は、年度によりばらつきがみられます。

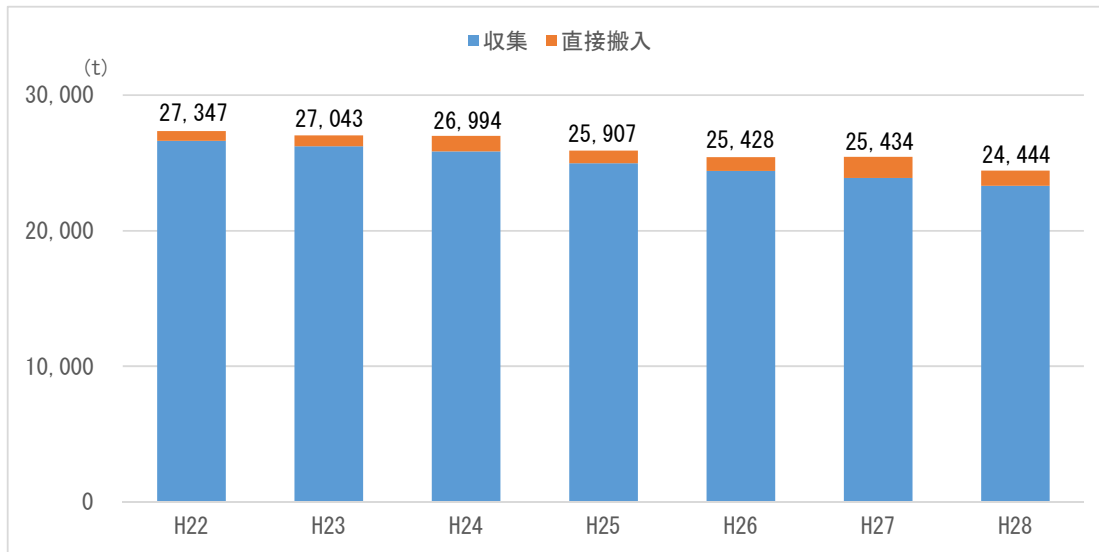
事業系ごみは、許可業者による収集運搬及び直接搬入を行っています。収集運搬量は、増加傾向で推移していますが、直接搬入は、年度によりばらつきがみられます。

【 収集運搬量の推移 】

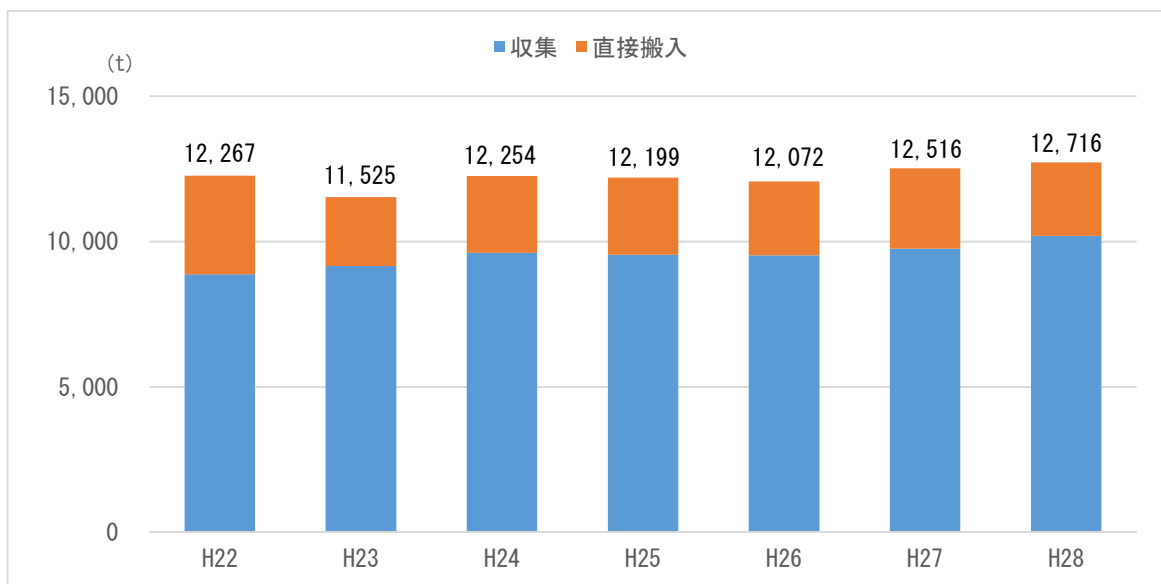
単位： t

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
家庭系ごみ	27,347	27,043	26,994	25,907
収集（委託）	26,536	26,234	25,841	24,963
直接搬入	811	809	1,153	944
事業系ごみ	12,267	11,525	12,254	12,199
収集（許可）	8,873	9,162	9,615	9,549
直接搬入	3,394	2,363	2,639	2,650
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
家庭系ごみ	25,428	25,434	24,444	
収集（委託）	24,400	23,901	23,313	
直接搬入	1,028	1,533	1,131	
事業系ごみ	12,072	12,516	12,716	
収集（許可）	9,525	9,759	10,195	
直接搬入	2,547	2,757	2,521	

【 収集運搬量の推移：家庭系 】



【 収集運搬量の推移：事業系 】



4 中間処理の現況

4-1 焼却施設

(1) 焼却処理量

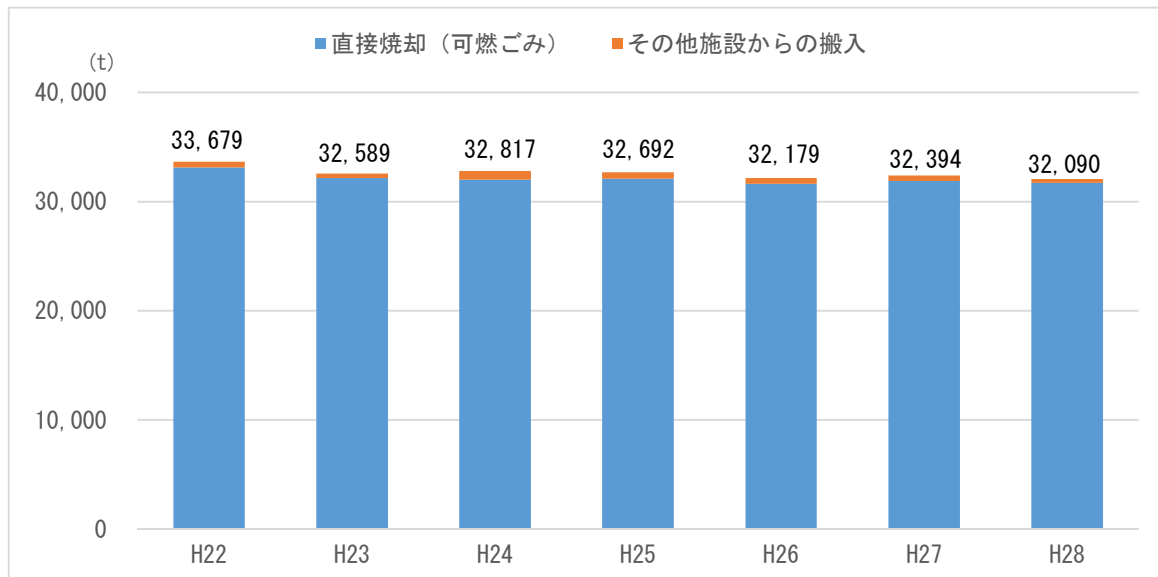
燃えるごみの減少により、焼却処理量は減少傾向で推移しています。

【 焼却処理量の推移 】

単位：t

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
直接焼却	33,134	32,159	32,029	32,104
その他施設からの搬入	545	430	788	588
合 計	33,679	32,589	32,817	32,692
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
直接焼却	31,649	31,895	31,736	
その他施設からの搬入	530	499	354	
合 計	32,179	32,394	32,090	

【 焼却処理量の推移 】



(2) 燃えるごみのごみ質

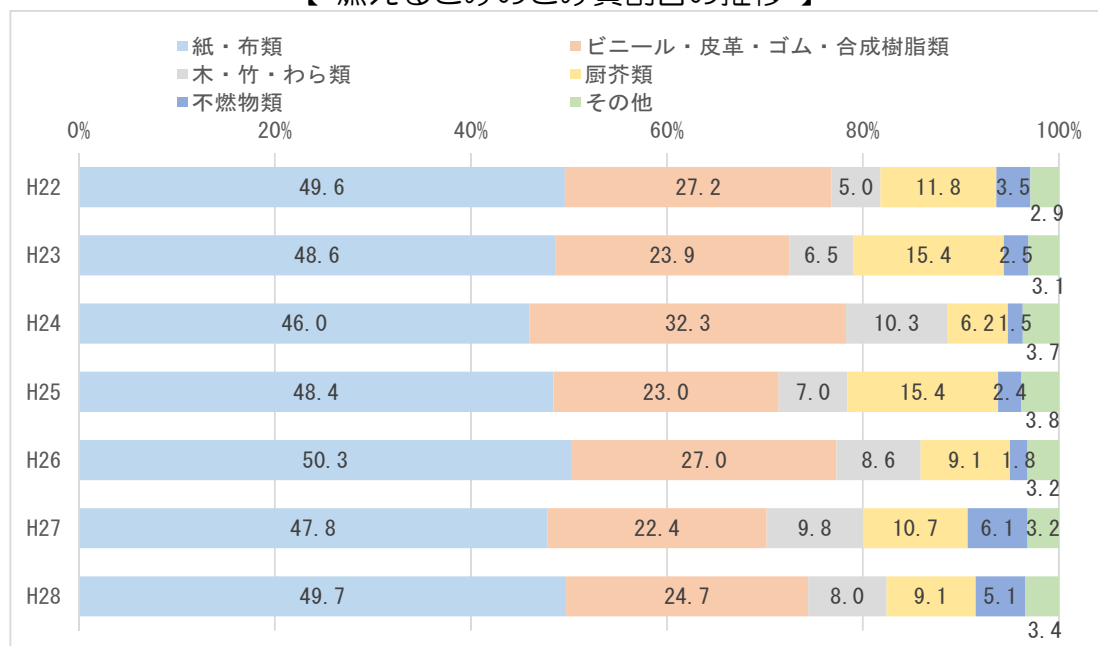
燃えるごみのごみ質の割合は、年度によりばらつきはみられるものの、紙・布類が最も多く、次いでビニール・皮革・ゴム・合成樹脂類となっています。

【 燃えるごみのごみ質割合の推移 】

単位：％（乾燥重量で算出）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
紙・布類	49.6	48.6	46.0	48.4
ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂類	27.2	23.9	32.3	23.0
木・竹・わら類	5.0	6.5	10.3	7.0
厨芥類 ²	11.8	15.4	6.2	15.4
不燃物類	3.5	2.5	1.5	2.4
その他	2.9	3.1	3.7	3.8
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
紙・布類	50.3	47.8	49.7	
ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂類	27.0	22.4	24.7	
木・竹・わら類	8.6	9.8	8.0	
厨芥類	9.1	10.7	9.1	
不燃物類	1.8	6.1	5.1	
その他	3.2	3.2	3.4	

【 燃えるごみのごみ質割合の推移 】



² 野菜くすなどの生ごみ

4-2 リサイクル施設

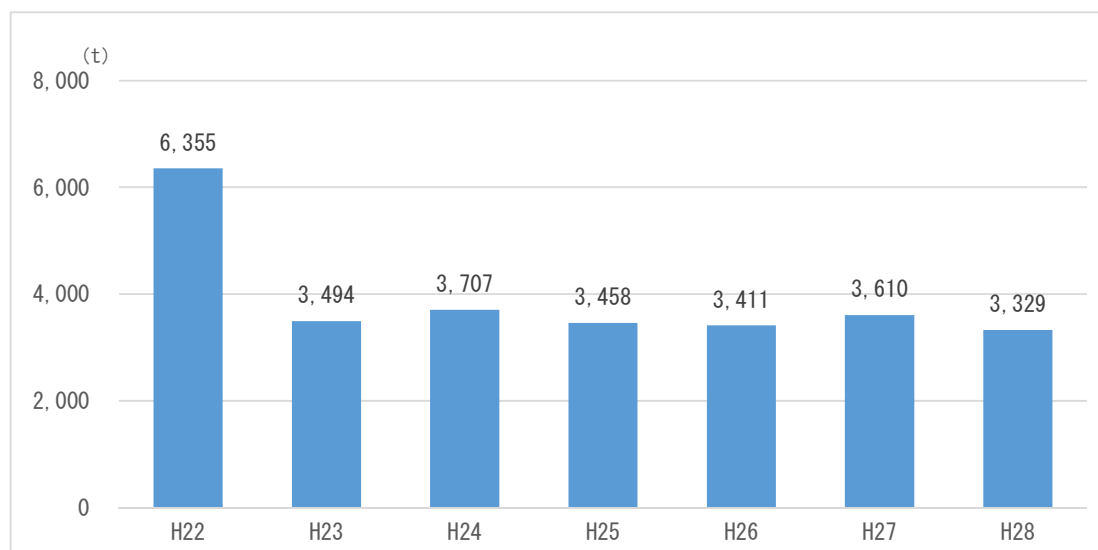
リサイクル施設での処理量は、年度によりばらつきがみられます。
 なお、平成 22 年度はリサイクル施設への総搬入量となっています。

【 リサイクル施設処理量の推移 】

単位：t

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
処理量	6,355	3,494	3,707	3,458
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
処理量	3,411	3,610	3,329	

【 リサイクル施設処理量の推移 】



4-3 再生利用

(1) 再生利用量

再生利用量³は、平成 22 年度から溶融スラグの生成を始めたことから、平成 23 年度までは増加していましたが、平成 24 年度に減少し、その後増加しています。溶融スラグの再生利用量は平成 24 年度、平成 25 年度に東日本大震災の影響で少なくなっています。

紙類は、減少傾向で推移しています。

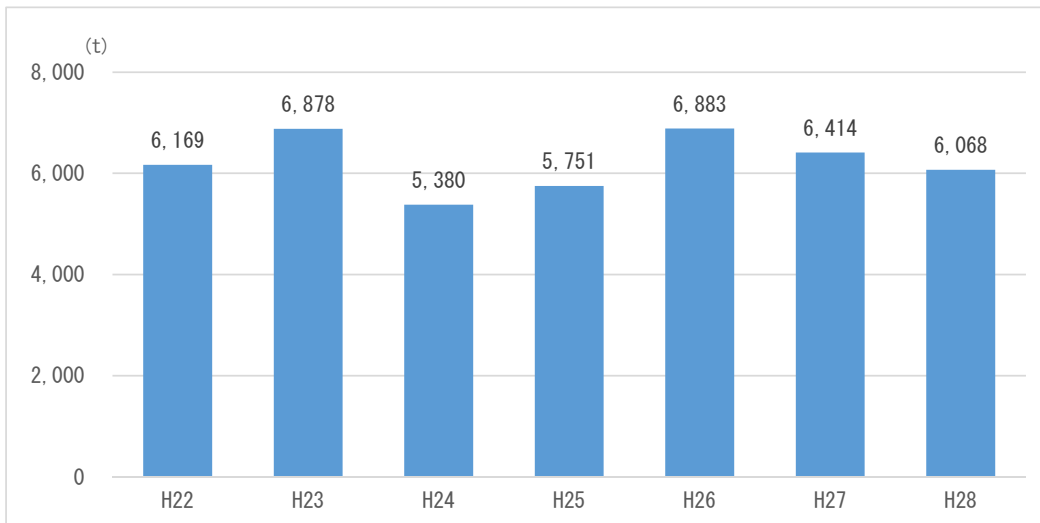
【 再生利用量の推移 】

単位：t

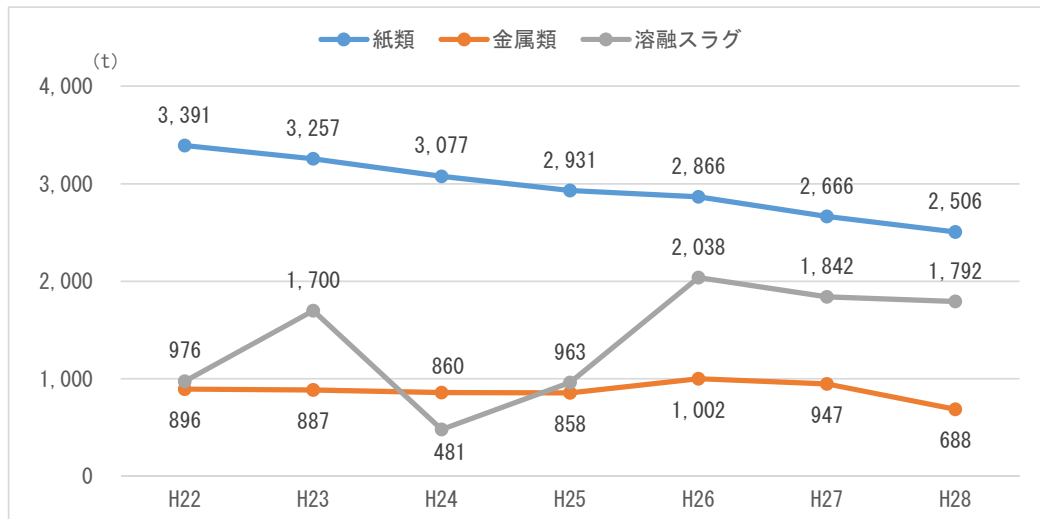
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
紙類	3,391	3,257	3,077	2,931
紙パック	6	7	5	5
金属類	896	887	860	858
ガラス類	658	783	722	765
ペットボトル	242	244	235	229
白色トレイ	0.4	0.1	0.1	0.1
溶融スラグ	976	1,700	481	963
合 計	6,169	6,878	5,380	5,751
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
紙類	2,866	2,666	2,506	
紙パック	5	3	6	
金属類	1,002	947	688	
ガラス類	738	722	802	
ペットボトル	234	234	274	
白色トレイ	0.1	0.1	0.1	
溶融スラグ	2,038	1,842	1,792	
合 計	6,883	6,414	6,068	

³ 排出事業者又は処理業者等で再生利用された量

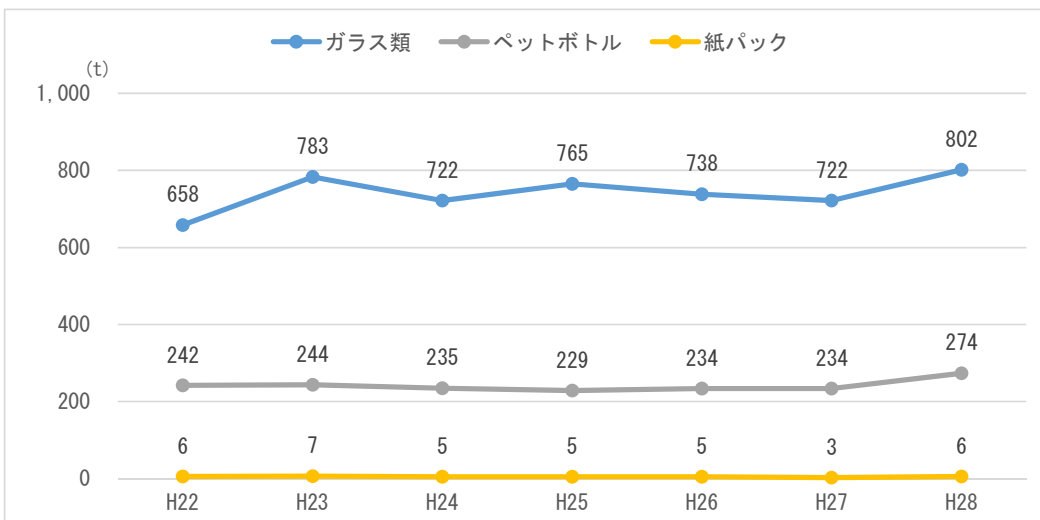
【 再生利用量の推移 】



【 再生利用量の推移 ：紙類・金属類・溶融スラグ 】



【 再生利用量の推移 ：ガラス類・集団回収・ペットボトル・紙パック 】



(2) 再生利用率

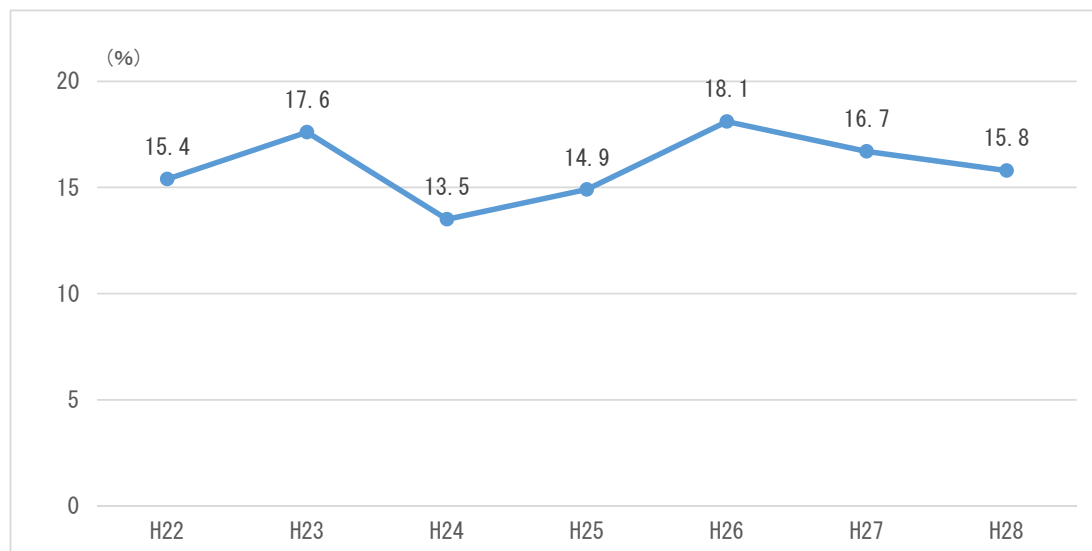
再生利用率⁴は、平成 23 年度まで上昇していましたが、平成 24 年度、平成 25 年度は東日本大震災の影響で溶融スラグの再生利用量が少なかったことから低くなり、その後上昇傾向で推移しています。

【 再生利用率の推移 】

単位：％

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
再生利用率	15.4	17.6	13.5	14.9
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
再生利用率	18.1	16.7	15.8	

【 再生利用率の推移 】



⁴ 再生利用されたものの総ごみ量に対する割合
 再生利用率＝再生利用量÷総ごみ排出量×100

5 最終処分の現況

5-1 最終処分量

最終処分量は、平成 22 年度から焼却灰を溶融スラグとして再生利用を始めたため、減少しています。平成 24 年度及び平成 25 年度は、東日本大震災の影響で溶融スラグ⁵の再生利用量が少なく最終処分量が増加しています。

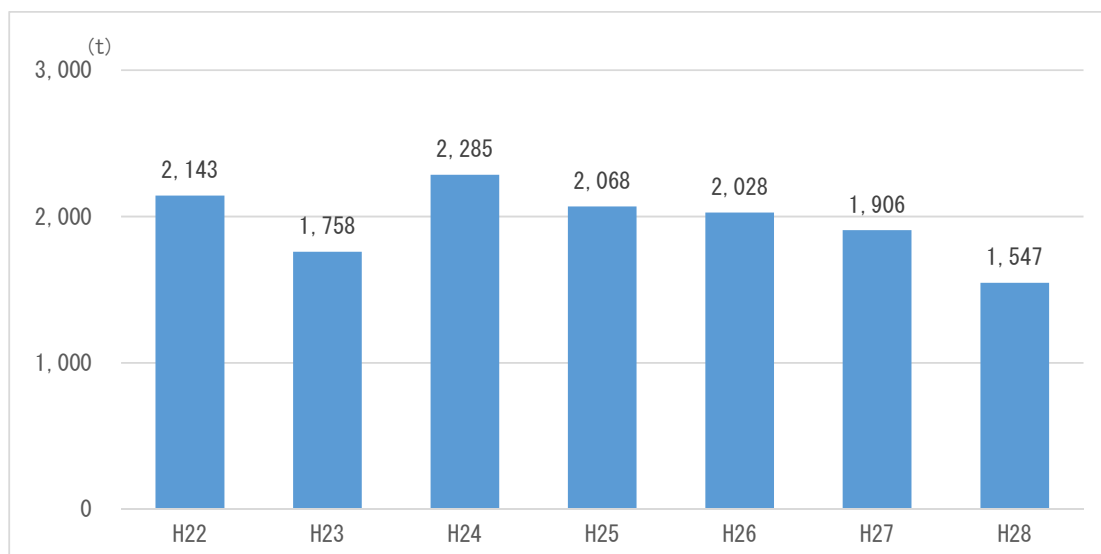
不燃残渣についても減少傾向で推移しています。

【 最終処分量の推移 】

単位：t

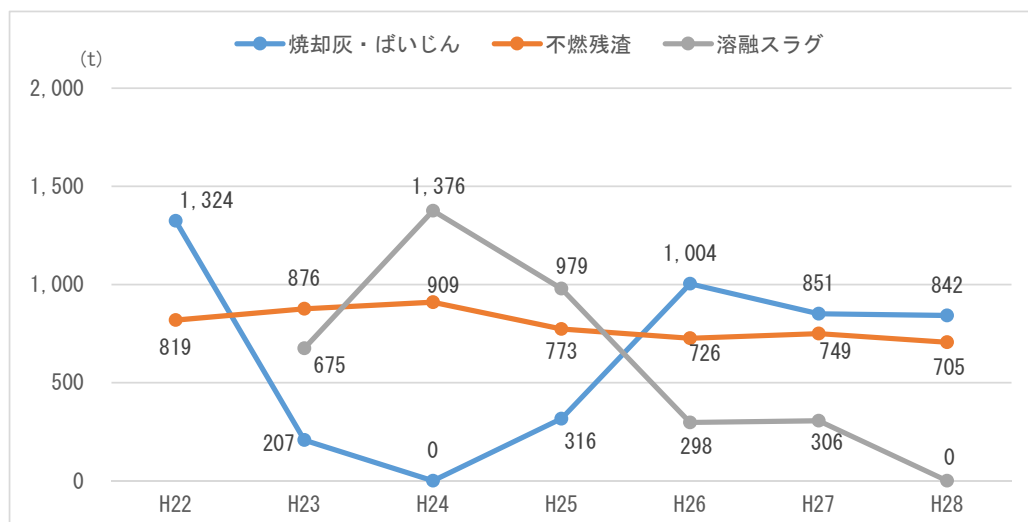
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
焼却灰・ばいじん	1,324	207	0	316
不燃残渣	819	876	909	773
溶融スラグ	—	675	1,376	979
合 計	2,143	1,758	2,285	2,068
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
焼却灰・ばいじん	1,004	851	842	
不燃残渣	726	749	705	
溶融スラグ	298	306	0	
合 計	2,028	1,906	1,547	

【 最終処分量の推移 】



⁵ ごみを焼却して出た灰を高温で溶かし、急速に冷やすなどして固化させたガラス状の物質。灰の容積を減らし、路盤材等にリサイクルすることができる。

【 種類別最終処分量の推移 】



5-2 最終処分率

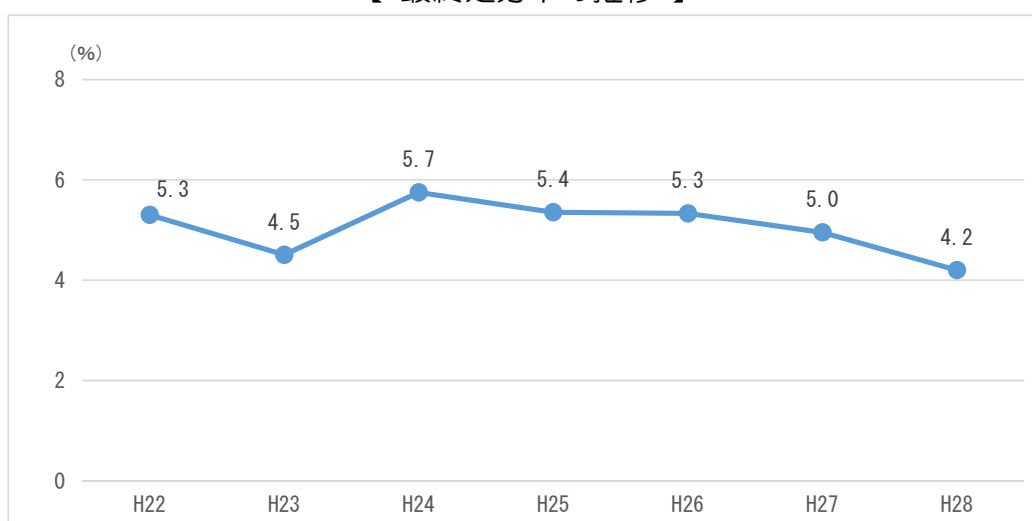
最終処分率⁶は、平成 22 年度から焼却灰を溶融スラグとして再生利用を始めたため、最終処分率は大きく低下しています。

【 最終処分率の推移 】

単位：％

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
最終処分率	5.3	4.5	5.7	5.4
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
最終処分率	5.3	5.0	4.2	

【 最終処分率の推移 】



⁶ 最終処分（埋立処分）されたごみの総ごみ量に対する割合

6 市の取組

6-1 家庭ごみの有料化

ごみ処理状況等に関し、「日光市ごみ減量化検討委員会」を組織し、ごみに関する現状把握、減量・資源化施策の効果について検証を行った結果、ごみの減量化を積極的に推し進めていくための有効な手段として、家庭ごみの有料化並びに事業系ごみ処理手数料の見直しを実施すべきとの提案を受けました。

この提案を受け、ごみの排出抑制や資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保し、市民の意識改革を図るため、平成 30 年 4 月 1 日から指定ごみ袋による燃えるごみの有料化を開始します。

6-2 事業系ごみ処理手数料の改定

事業系ごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の責任において処理しなければならないことが定められており、自治体のごみ処理施設で処理する場合でも処理に係る原価相当を徴収することが望ましいとされていますが、市内事業者に対して過度な負担となるため、県内市町の料金水準との比較を行い、燃えるごみ・燃えないごみについては 10 キログラムあたり 150 円に、資源物については更なる分別促進を見込んで無料に、平成 30 年 4 月 1 日から事業系ごみ処理手数料を改定します。

6-3 ごみ減量化の取組

(1) 生ごみ処理機・コンポストの購入補助制度

家庭から排出される燃えるごみの減量に向け、生ごみを堆肥化する機器の購入、利用の促進を図るため、補助を行っています。できた堆肥は、家庭菜園などで活用されています。

【 補助制度の概要 】

対象機器	補助対象	補助金額
機械式生ごみ処理機器	1 世帯につき 1 台	購入額の 2 分の 1 上限額 30,000 円
コンポスト容器	1 世帯につき 2 台	購入額の 2 分の 1 上限額 3,000 円

(2) 生ごみの水切りの促進

燃えるごみに含まれる生ごみには、水分が多く含まれています。燃えるごみの量を減らすため、生ごみの水分を切るための「生ごみ水切り器」を配布し、生ごみの水切りを促進しています。

(3) マイバッグキャンペーンの実施

レジ袋の削減、ごみ減量化の意識啓発に向け、マイバッグの配布や利用の呼びかけを実施しています。

6-4 資源化の取組

(1) ごみの分別・資源化の促進

燃えるごみ、燃えないごみに含まれる資源物の分別を促進するため、パンフレットを作成し配布しています。また、平成 28 年 7 月からスマートフォンで利用できるごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用し、ごみの品目名から分別方法をわかりやすく説明しています。

(2) 雑がみ回収袋の配布

燃えるごみとして排出される中から、雑がみ回収の促進を図ることを目的として、雑がみ回収袋を作成し、本庁や行政センター、地区センターなどで配布しています。

(3) 資源物回収報奨金交付制度

地域の住民で構成し、営利を目的としない団体が実施する資源物の集団回収に対して「資源物回収報奨金」を交付し、資源物の回収を推進しています。

【 資源回収対象品目及び報奨金額 】

分類	対象品目	報奨金額
紙 類	新聞紙（広告含む）、雑誌、ダンボール、紙パック（アルミ貼付は除く）	対象品目 1kg あたり 6 円
びん類	一升びん、ビールびん、ジュース等のびん	
缶 類	アルミ缶	

(4) せん定枝葉リサイクル推進事業

家庭から排出される庭木や生垣などの維持管理などでせん定された枝葉を対象に、樹木粉碎収集車により粉碎を行っています。粉碎チップは、花壇などのマルチング材、クッション材、堆肥化などに利用することが可能であり、希望者には無料頒布しています。

樹木粉碎収集車は、市の指定した日時及び場所に春夏期（5月下旬から7月中旬）、秋期（10月上旬から11月中旬）、冬期（2月中旬から3月中旬）の3期間に区分し、各期間内に10日程度配車しています。

なお、平成24年以降は放射能の影響を考慮し実施を見合わせています。

(5) 拠点回収

● 白色トレイ

地区センター、出張所、公民館に回収ボックスを設置し、食品用の白色トレイの回収を行っています。

● 小型家電

行政センター、地区センター、出張所に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を行っています。

対象品目は、家庭から排出され回収ボックスの投入口（10cm×25cm×45cm以内）に投入できるもので、携帯電話、ノートパソコン、ドライヤーなどです。

● インクカートリッジ

本市は、プリンターメーカーが進めているインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加しています。

(6) 衣類・古布類

リサイクル可能な衣類・古布類を無料で回収します。

● 6-5 その他の取組

(1) ふれあい収集

平成 25 年 4 月から高齢や障がいなどにより、家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯を対象に、ごみの戸別収集（ふれあい収集）を行っています。

事前の申請及び審査により週 1 回戸別に訪問し、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物（缶・びん・ペットボトル・古紙）の収集を行っています。

(2) 廃棄物監視員

不法投棄廃棄物の監視パトロールを 2 班体制で月曜日から金曜日まで実施しています。また、ごみステーションへの不法投棄や不適正利用の防止パトロール、不法投棄物の回収なども行っています。

(3) 全市クリーン大作戦

6 月第 1 日曜日、11 月第 2 日曜日の年 2 回、市民と協働で市内の一斉清掃を目的とした全市クリーン大作戦を実施しています。

(4) 日光市クリーンパートナー制度

市が管理する道路、公園等の公共施設の美化及び清掃活動を、市に代わり市民がクリーンパートナーとしてボランティアで行う日光市クリーンパートナー制度を実施しています。クリーンパートナーは、10 人以上の団体及び市内の事業者になることができます。

(5) 日光市エコショップ等認定制度

ごみの減量化や環境にやさしい取組を積極的に実施している事業所を「日光エコショップ」として認定しています。業種別に、日光エコショップ（小売店）、日光エコレストラン（飲食店）、日光エコオフィス（事務所等）、日光エコホテル（ホテル、旅館等）があります。

第2節 ごみ処理政策の動向

1 循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 25 年 5 月に第三次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。

第三次循環型社会形成推進計画は、様々な情勢変化に的確に対処し、社会を構成する各主体との連携の下で、環境保全を前提とし、3R の推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくため、定めています。

◆ 現状と課題

◇国内における3Rの進展

- ・ 3R の取組の進展、個別リサイクル法の整備等により最終処分量の大幅削減が実現するなど、循環型社会形成に向けた取組は着実に進展。

◇循環資源の高度利用・資源確保

- ・ 国際的な資源価格の高騰に見られるように、世界全体で資源制約が強まると予想される一方、多くの貴金属、レアメタルが廃棄物として埋立処分。

◇安全・安心の確保

- ・ 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民の安全、安心に関する意識の高まり。

◇世界規模での取組の必要性

- ・ 途上国などの経済成長と人口増加に伴い、世界で廃棄物発生量が増加。そのうち約 4 割はアジア地域で発生。2050 年には、2010 年の 2 倍以上となる見通し。

◆ 基本的方向

◇質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進
- ③ アスベスト、PCB 等の有害物質の適正な管理・処理
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

◇国際的取組の推進

- ① アジア3R 推進フォーラム、我が国の廃棄物・リサイクル産業の海外展開支援等を通じた地球規模での循環型社会の形成
- ② 有害廃棄物等の水際対策を強化するとともに、資源性が高いが途上国では適正処理が困難な循環資源の輸入及び環境汚染が生じないこと等を要件とした、国内利用に限界がある循環資源の輸出の円滑化

◇東日本大震災への対応

- ① 災害廃棄物の着実な処理と再生利用
- ② 放射性物質によって汚染された廃棄物の適正かつ安全な処理

◆ 取組指標

【 指標 】

指 標		実績	目標	
		平成 12 年度	平成 32 年度	
一人 1 日当たりの ごみ排出量	g/人・日	約 1,185	約 890	平成 12 年度から 約 25%削減
一人 1 日当たりの 家庭ごみ排出量	g/人・日	約 660	約 500	平成 12 年度から 約 25%削減
事業系ごみ排出量	万トン	約 1,799	約 1,170	平成 12 年度から 約 35%削減

2 廃棄物処理法基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第五条の二第一項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めています。平成 22 年に変更して以降、東日本大震災の発生、小型家電リサイクル法制定等のリサイクル制度の更なる進展、第三次循環型社会形成推進基本計画の策定等、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、平成 28 年 1 月に目標値の見直しを行っています。

【 指標 】

指標	実績	目標	目標
	平成 24 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
再生利用率	21%	25%	27%

3 栃木県廃棄物処理計画

栃木県では、平成 28 年 3 月に栃木県廃棄物処理計画を策定し、その中でおおむね 10 年後の将来像を定め、県民、事業者、処理業者、市町等、関係団体等と連携し、その実現を目指しています。

10 年後の将来像

- ◆ 廃棄物の排出量の削減を前提として、一連のリサイクルシステムが構築
- ◆ 焼却施設から周辺施設への熱供給及び電力供給の取組が拡大
- ◆ 非常災害時における災害廃棄物等の処理体制が確立
- ◆ 廃棄物・リサイクル産業が成長し、地域で新たな雇用創出、企業立地等が実現

廃棄物の排出量を減らすことを基本として、排出された廃棄物については、できるだけリサイクルに努め、リサイクルできない場合には最終処分するという優先順位を意識して施策に取り組むとともに、廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成するための施策を進めることとし、「廃棄物の排出量を減らす」、「廃棄物を処理する」、「廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成する」という三つのテーマを掲げ、それぞれのテーマごとに目標及び指標を設定しています。なお、指標については、一般廃棄物に関わるものを記載します。

テーマ 1 廃棄物の排出量を減らす

〈目標〉 廃棄物の排出量を減らすため、まずは、県民及び排出事業者に対し、廃棄物をできるだけ発生させない意識の浸透を図ります。

テーマ 2 廃棄物を処理する

〈目標 1〉 リサイクルを促進し、天然資源の消費を抑制するとともに、最終処分量の削減を図ります。

〈目標 2〉 非常災害時において、災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理できるよう、市町等、関係団体、処理業者、関係都県等と連携し、そのための体制を整備します。

テーマ 3 廃棄物処理施設の整備を促進し、廃棄物・リサイクル産業を育成する

〈目標〉 優良な処理業者の育成を図りつつ、廃棄物処理施設等に対する県民等の理解を促進した上で、必要な処理施設の確保等を通じて、廃棄物・リサイクル産業を育成します。

【 指標 】

指 標	現況値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 32 年度)	目標値の考え方
県民 1 人 1 日当たりの生活系一般廃棄物の排出量※	560 g	521 g	平成 25 年度比 7%減
県内で排出された一般廃棄物の最終処分量	62 千 t	55 千 t	平成 25 年度比 11%減

※資源物及び集団回収に係るものを除く。

【 参考値 】

	現況値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値の考え方
排出量	690 千 t	614 千 t	平成 25 年比 11%減
生活系	513 千 t	461 千 t	
事業系	177 千 t	154 千 t	
再生利用率	17.5 %	25.0 %	前計画の目標値を据え置く

第3節 ごみ処理の課題

1 前期一般廃棄物処理基本計画の目標の達成状況

前期一般廃棄物処理基本計画策定後、ごみの減量化、資源化に取り組んでまいりましたが、平成 28 年度実績でごみ排出量原単位、再生利用率は目標を達成しない結果となっています。最終処分量については、平成 22 年度から新たなクリーンセンターが稼働したことにより、最終処分量の減量が図られ、目標を達成した結果となっています。

【 目標の達成状況 】

目 標		基 準 平成 17 年度	目 標 平成 29 年度	実績 平成 28 年度	達成状況
減量化	排出量原単位 (g/人・日)	1,266	1,175	1,211	未達成
資源化	再生利用率 (%)	15.9	24	15.8	未達成
最終処分	最終処分量 (t)	5,382	2,691	1,547	達成

2 ごみ処理の課題

2-1 ごみ排出量の削減

ごみ総排出量は、人口の減少などにより横ばいで推移しています。また、排出量原単位である一人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向で推移していますが、前期計画の目標を達成せず、全国平均、栃木県平均と比べると高い値となっています。

本市には、国内有数の観光地があり、多くの観光客が訪れており、ごみ総排出量の事業系ごみの割合は、年々高くなっています。また、平成 24 年度以降は、事業系ごみの排出量と観光客入込数は同様の傾向で推移しています。

これらの現状を踏まえ、家庭系及び事業系ともに既存の施策を継続していくとともに、家庭ごみの有料化制度は、市民・事業者への負担を伴うことから、各種施策の効果について検証を行い、施策の見直しを行っていく必要があります。

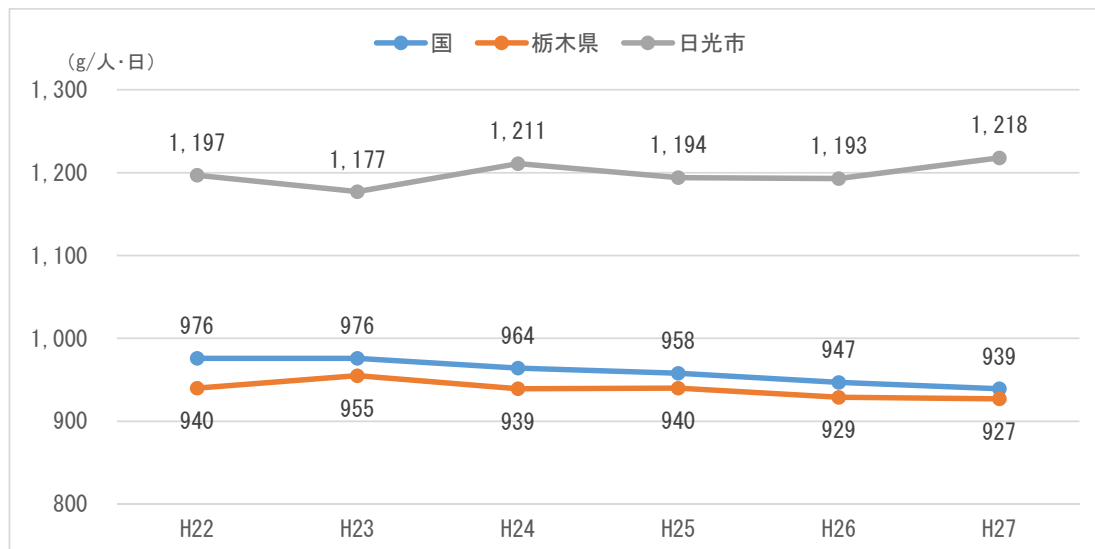
【 一人 1 日当たりのごみ排出量の推移：国、栃木県との比較 】

単位：g/人・日

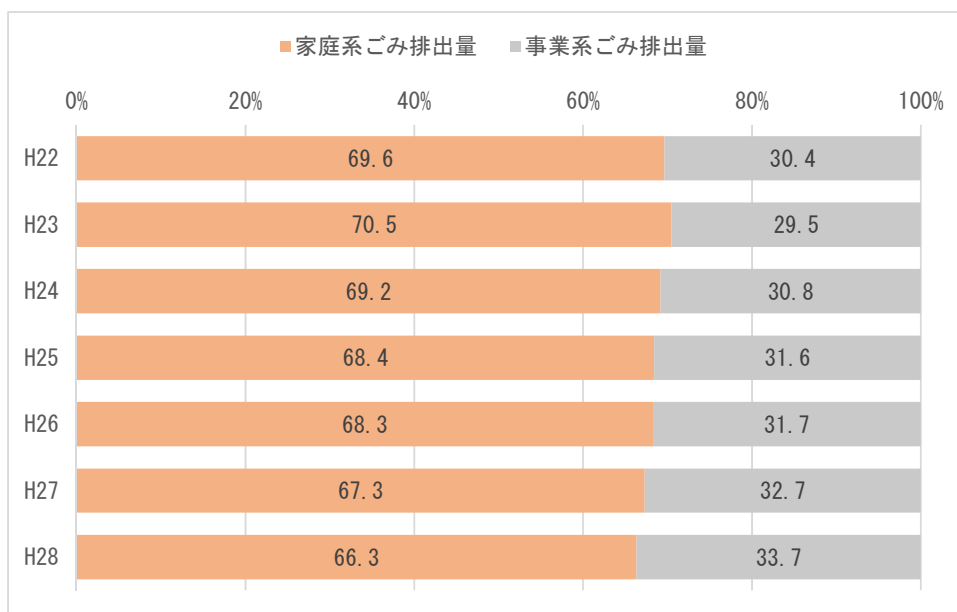
	全 国	栃木県	日光市
平成 22 年度	976	940	1,197
平成 23 年度	976	955	1,177
平成 24 年度	964	939	1,211
平成 25 年度	958	940	1,194
平成 26 年度	947	929	1,193
平成 27 年度	939	927	1,218

※平成 28 年度は国・県の公表資料が未発表のため、平成 27 年度までの比較

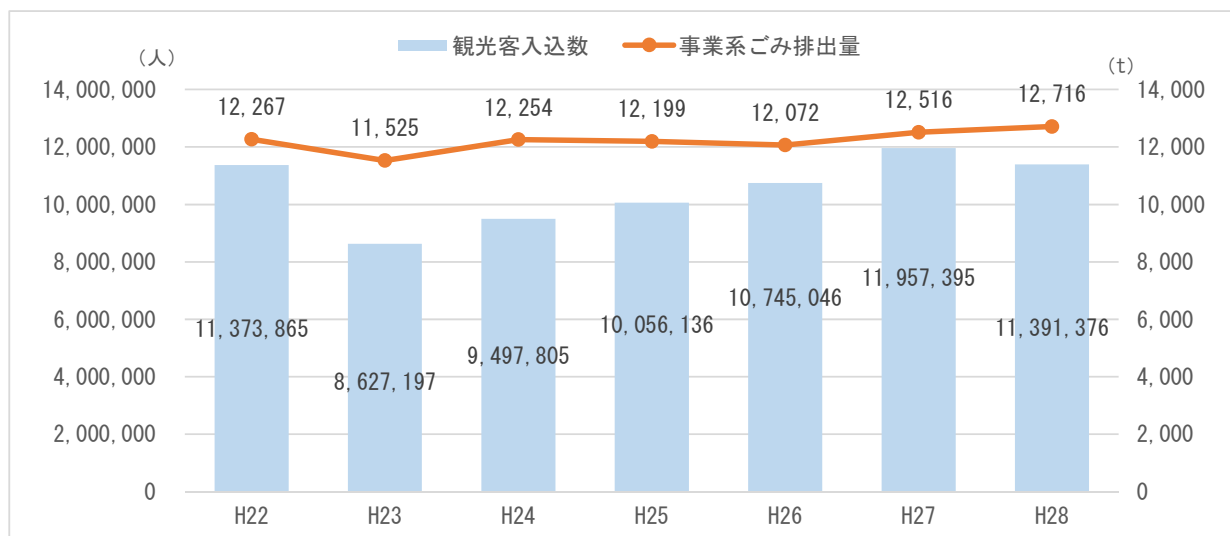
【 一人 1 日当たりのごみ排出量の推移：国、栃木県との比較 】



【 家庭系及び事業系ごみの排出割合 】



【 事業系ごみ排出量と観光客入込数の推移 】



2-2 再生利用率の向上

再生利用率は、近年上昇傾向で推移していますが、前期計画の目標を達成せず、全国平均、栃木県平均を下回る傾向となっています。

再生利用率の向上に向け、既存の施策を継続していくとともに、安定したスラッグの生成、資源物の分別促進など推進していく必要があります。

また、家庭ごみ有料化制度の導入により、分別促進の効果の検証を行っていく必要があります。

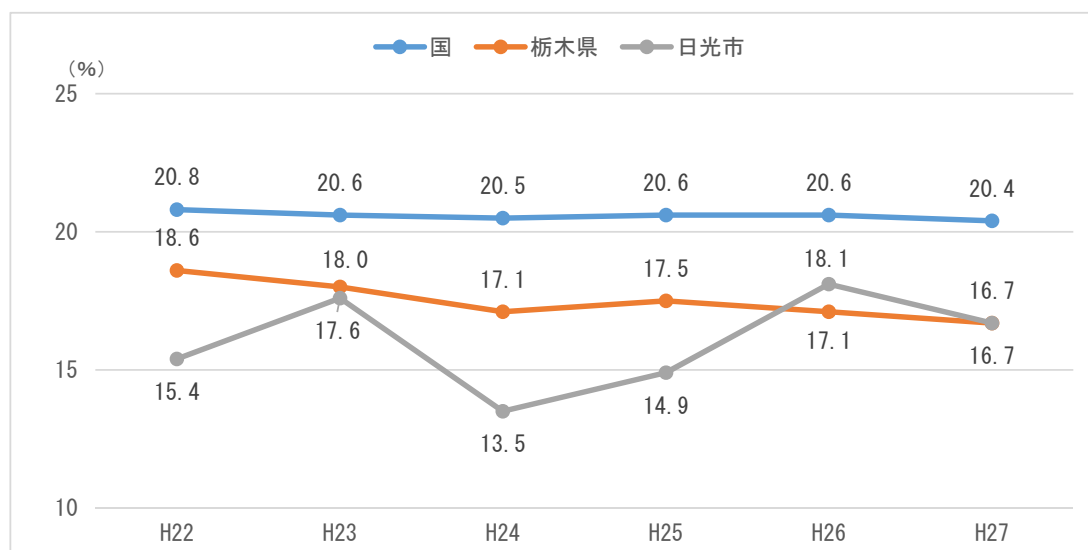
【 再生利用率の推移：国、栃木県との比較 】

単位：％

	全 国	栃木県	日光市
平成 22 年度	20.8	18.6	15.4
平成 23 年度	20.6	18.0	17.6
平成 24 年度	20.5	17.1	13.5
平成 25 年度	20.6	17.5	14.9
平成 26 年度	20.6	17.1	18.1
平成 27 年度	20.4	16.7	16.7

※平成 28 年度は国・県の公表資料が未発表のため、平成 27 年度までの比較

【 再生利用率の推移：国、栃木県との比較 】



2-3 最終処分量の低減

本市の最終処分率は、平成 22 年度から焼却灰を溶融スラグとして再生利用を始めたため、大きく低下し、全国平均、栃木県平均を下回り、前期計画の最終処分量の目標を達成する結果となっています。今後ごみの減量化、資源化を推進し、最終処分量を低減していく必要があります。

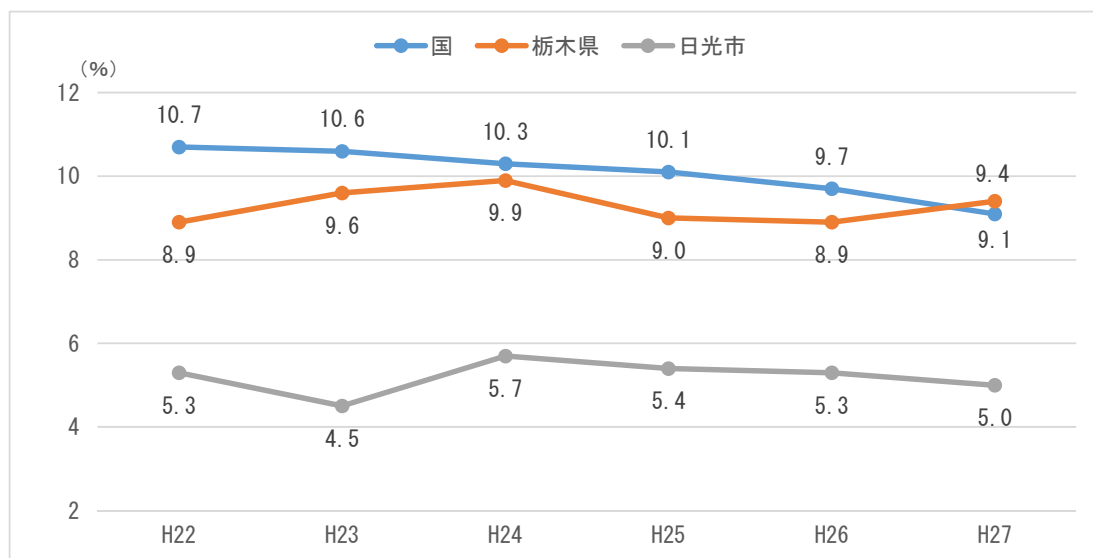
【 最終処分率の推移：国、栃木県との比較 】

単位：％

	全 国	栃木県	日光市
平成 22 年度	10.7	8.9	5.3
平成 23 年度	10.6	9.6	4.5
平成 24 年度	10.3	9.9	5.7
平成 25 年度	10.1	9.0	5.4
平成 26 年度	9.7	8.9	5.3
平成 27 年度	9.1	9.4	5.0

※平成 28 年度は国・県の公表資料が未発表のため、平成 27 年度までの比較

【 最終処分率の推移：国、栃木県との比較 】



● 2-4 中間処理施設の適正な維持管理

焼却施設は、稼働から年数が経過していませんが、安定した安全な稼働を継続していくために、適正な維持管理を実施していかなければなりません。

リサイクル施設は、粗大ごみ処理施設が稼働から年数が経過しており、適正な維持管理を継続していく必要があります。

中間年である平成34年度において、安定した処理施設の稼働を維持していくために、中間処理施設の施設整備について検討していく必要があります。

● 2-5 最終処分場の確保

本市の最終処分場は、埋立可能な残容量が少ないことから、災害等の不測の事態に対応するため、処分場の余力を残した残地管理が必要となります。今後、新たな最終処分場を建設することが難しいことから、民間最終処分業者に委託し、残容量を確保していく必要があります。

● 2-6 ごみの適正処理

不法投棄の監視やクリーン大作戦などを行っていますが、道路脇や山中などへのごみのポイ捨てや不法投棄が見られます。既存の施策を継続し、ごみの適正処理を実現していきます。

第4節 ごみの将来予測

計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みは、将来人口の予測、ごみ処理の有料化、普及啓発の実施等による排出抑制の効果及び、交流人口の推計により予測します。

1 ごみ排出量

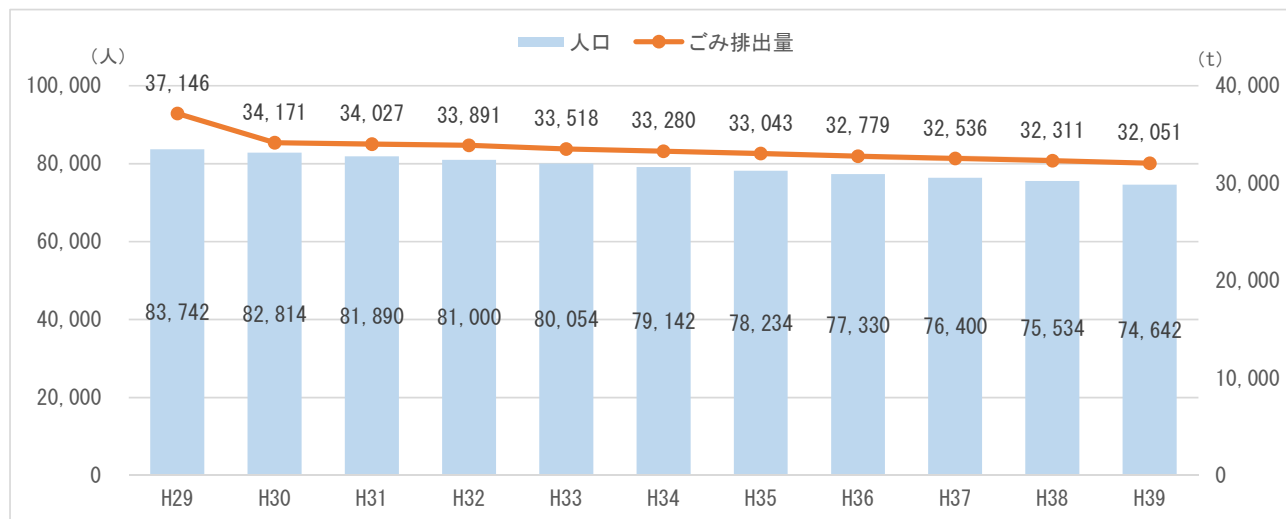
1-1 ごみの総排出量

ごみの総排出量は、人口の減少に伴い減少傾向で推移すると予測されます。なお、人口の推計は、日光市人口ビジョンを基に予測しています。

【 人口とごみ総排出量の将来予測 】

	人口（人）	ごみ総排出量（t）
平成 29 年度	83,742	37,146
平成 30 年度	82,814	34,171
平成 31 年度	81,890	34,027
平成 32 年度	81,000	33,891
平成 33 年度	80,054	33,518
平成 34 年度	79,142	33,280
平成 35 年度	78,234	33,043
平成 36 年度	77,330	32,779
平成 37 年度	76,400	32,536
平成 38 年度	75,534	32,311
平成 39 年度	74,642	32,051

【 人口とごみ総排出量の将来予測 】



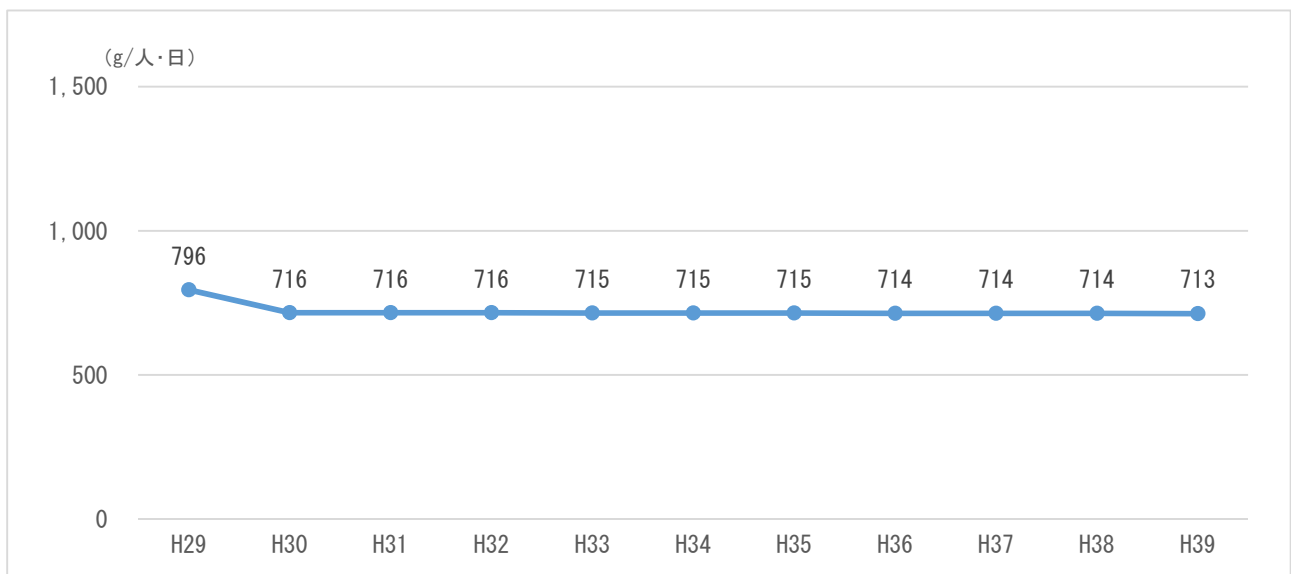
1-2 家庭系ごみ

家庭系のごみは、平成30年度から家庭ごみの有料化を導入することにより、平成30年度に約10%程度減少し、一人1日当たりの家庭ごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移すると予測されます。

【 一人1日当たりの家庭ごみ排出量の将来予測 】

	一人1日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人・日)
平成29年度	796
平成30年度	716
平成31年度	716
平成32年度	716
平成33年度	715
平成34年度	715
平成35年度	715
平成36年度	714
平成37年度	714
平成38年度	714
平成39年度	713

【 一人1日当たりのごみ排出量の将来予測 】



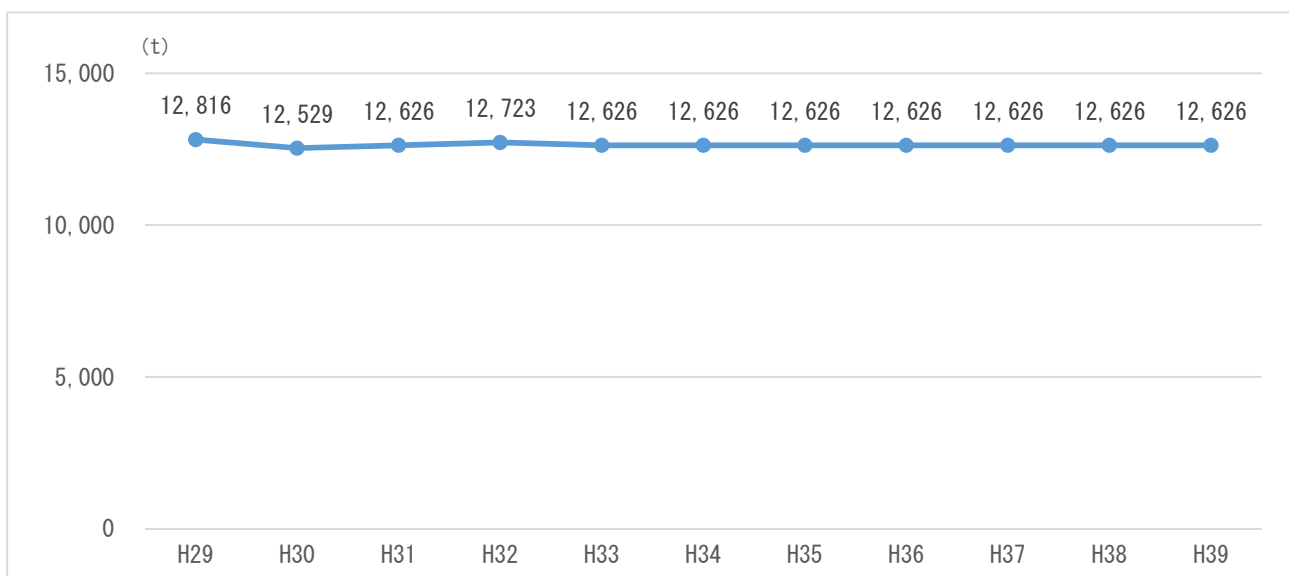
1-3 事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、事業系ごみ処理手数料が改定されることから、平成 30 年度に約 3%程度減少すると予測されます。また、観光客が増加傾向から横ばいで推移すると予測されることから、事業系ごみは平成 32 年度まで増加しますが、その後減少し、横ばいで推移すると予測されます。

【 事業系ごみの将来予測 】

	事業系ごみ (t)
平成 29 年度	12,816
平成 30 年度	12,529
平成 31 年度	12,626
平成 32 年度	12,723
平成 33 年度	12,626
平成 34 年度	12,626
平成 35 年度	12,626
平成 36 年度	12,626
平成 37 年度	12,626
平成 38 年度	12,626
平成 39 年度	12,626

【 事業系ごみの将来予測 】



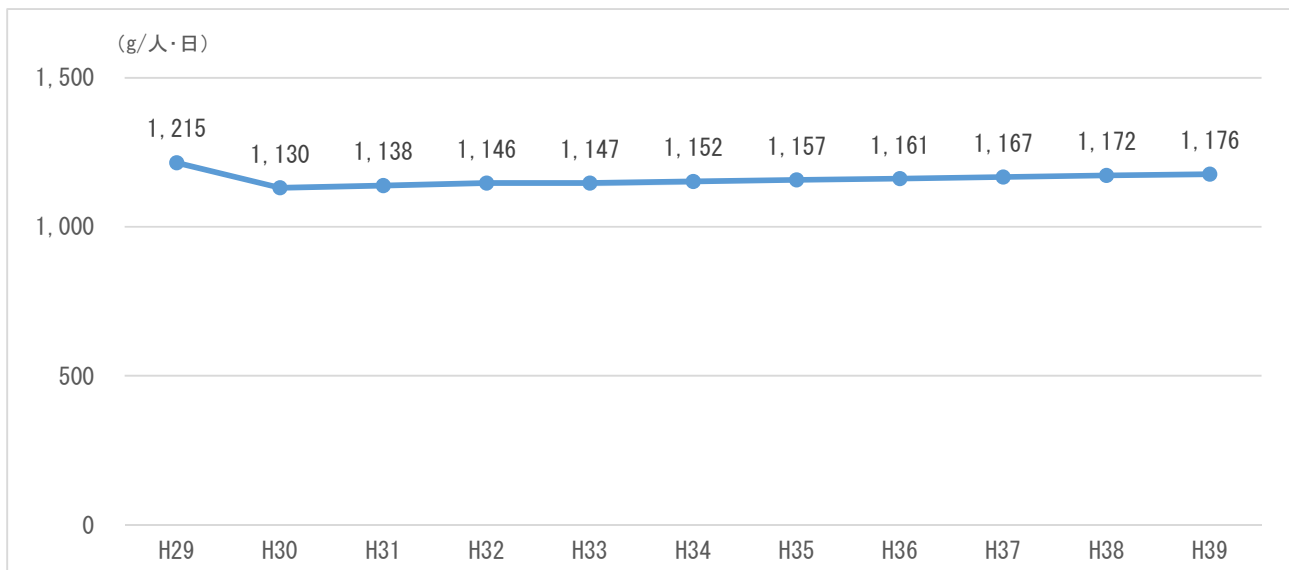
1-4 一人1日あたりのごみ排出量

一人1日あたりのごみ排出量は、横ばいで推移すると予測されます。

【 一人1日あたりのごみ排出量の将来予測 】

	一人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)
平成 29 年度	1,215
平成 30 年度	1,130
平成 31 年度	1,138
平成 32 年度	1,146
平成 33 年度	1,147
平成 34 年度	1,152
平成 35 年度	1,157
平成 36 年度	1,161
平成 37 年度	1,167
平成 38 年度	1,172
平成 39 年度	1,176

【 一人1日あたりのごみ排出量の将来予測 】



2 再生利用率及び最終処分率

再生利用率は、平成 30 年度から家庭ごみの有料化を導入することで約 3 ポイントの上昇が予測されます。

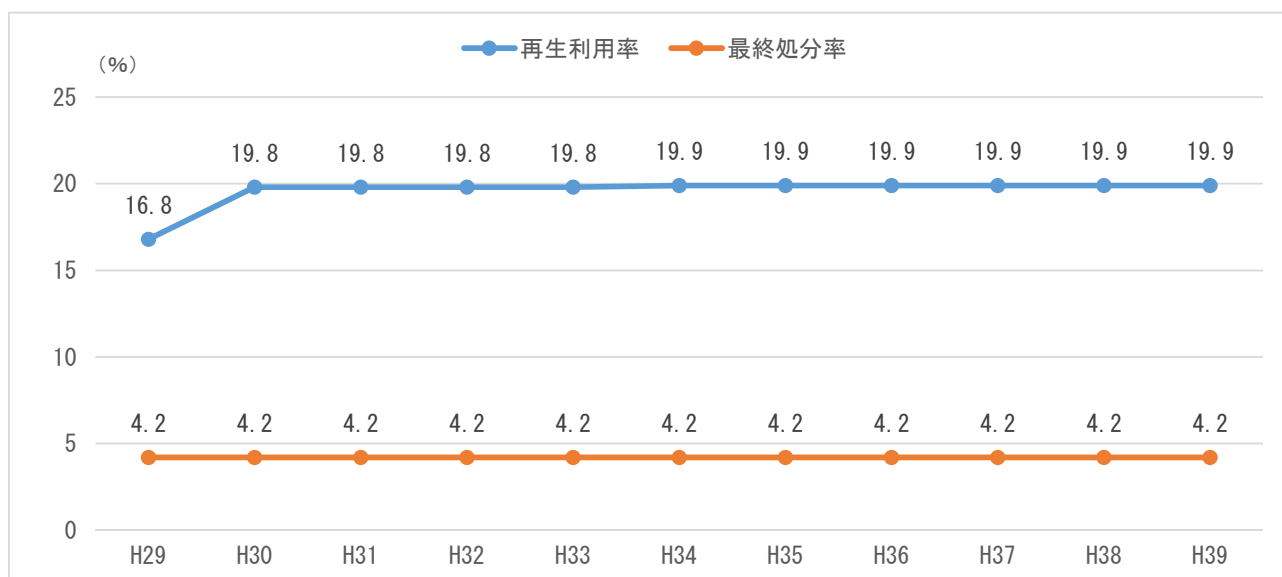
最終処分率は、ごみ処理施設の集約化によるクリーンセンターの稼働に伴い、溶融スラグがリサイクルされたことで最終処分率は、大幅に減少しました。今後とも引き続き、横ばいで推移すると予測されます。

【 再生利用率の将来予測 】

単位：％

	再生利用率	最終処分率
平成 29 年度	16.8	4.2
平成 30 年度	19.8	4.2
平成 31 年度	19.8	4.2
平成 32 年度	19.8	4.2
平成 33 年度	19.8	4.2
平成 34 年度	19.8	4.2
平成 35 年度	19.9	4.2
平成 36 年度	19.9	4.2
平成 37 年度	19.9	4.2
平成 38 年度	19.9	4.2
平成 39 年度	19.9	4.2

【 再生利用率の将来予測 】



第5節 ごみ処理の基本方針

1 基本方針

本市は、優れた自然を育む日光国立公園や貴重な歴史文化遺産などの世界的な環境資源に恵まれ、多くの人々が訪れる観光都市となっています。

私たちが快適で豊かな生活を営みながら、これらの環境資源を守り活用するとともに、資源やエネルギーを有効活用し、温室効果ガス排出量の削減、生物多様性の保全を進めていかなければなりません。

本市のかけがえのない環境を、未来につないでいくため、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向け、市民・事業者・市が連携し、協働して取り組む社会を目指し、次のようなごみ処理の基本方針を定めます。

持続可能な循環型社会の形成により自然と共生するまち

● 2 施策の方向性

基本方針の実現に向けて、施策の方向性を設定します。

● 3R の推進

ごみを出さないこと（Reduce：リデュース）を基本とし、不要となってしまったものは適切な再使用（Reuse：リユース）を行い、ごみとなってしまったものは、資源として再生利用（Recycle：リサイクル）に取り組みます。

また、家庭ごみ有料化制度導入によるごみの減量効果や、当市の観光地としての特性から、ごみの減量が進まない事業系ごみについても排出状況等を検証し、各種施策の見直しを行い、ごみの減量・資源化に取り組みます。

● 廃棄物の適正な処理処分の推進

循環型社会の形成に向け、最適な収集運搬・中間処理・最終処分に継続して取り組みます。

また、不法投棄の現状把握に努め、不法投棄防止に関する市民啓発や、巡回監視パトロール体制を充実するなど不法投棄対策を進めます。

● 処理施設の整備・管理運営

使用廃止後のごみ処理施設について、施設の解体、跡地の再整備を進めます。

また、各処理施設の適正な管理運営に努めるとともに、老朽化が進んでいる廃棄物処理施設については、社会環境の変化を踏まえ、今後の施設整備の在り方について検討を進めます。

● 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市の各主体がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、連携してごみの減量化、資源化、適正処分、環境美化に取り組みます。

3 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針を実現していくため、市民・事業者・市が一体となり、それぞれの立場でできることを行い、相互に連携していくことが必要です。そのため、各主体の役割と連携を示します。

● 市民

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化・資源化に向け、自ら積極的に行うものとしします。

また、市が実施する施策に参画し協力するものとしします。

● 事業者

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。

また、自己処理責任の原則のもと一般廃棄物と産業廃棄物に分別するとともに、市民と同様に市が実施する施策に積極的に参画し協力するものとしします。

● 市

一般廃棄物の処理責任者として、市民、事業者と連携を図りながら、ごみの減量化、資源化に向けた施策や普及啓発の推進に取り組みます。

また、中間年である平成34年度において、家庭ごみの有料化制度について、施策の効果を検証するとともに、社会情勢の変化や新たな環境問題の発生など適切に対応するため、計画の見直しを行います。

4 基本目標

基本方針に定めた施策の実施により、施策の効果を検証するため目標値を設定します。循環型社会の実現に向け、今後もごみの発生を抑制し、出てしまったごみは再使用、再資源化を図り、どうしても使えないごみは適正に処理を行うことを目標とし、国、県の目標値と比較するため、第2次総合計画前期基本計画の目標値を踏まえ、3つの目標を設定します。

基本目標は、基準年を平成28年度とし、目標年度を平成39年度とした数値目標を設定します。

項目		単位	基準年 (平成28年度)	中間目標年 (平成34年度)	目標年 (平成39年度)
一人1日 当たりの ごみ排出量	家庭系 ＋事業系	g/人・日	1,211	1,025	973
	家庭系のみ		802	711	675
再生利用率		%	15.8	20	22
最終処分率		%	4.2	4.1	4.1

● 一人1日当たりのごみ排出量・一人1日当たりの家庭ごみ排出量

中間目標年（平成34年度）は第2次総合計画前期基本計画の目標値を据え置き、目標年（平成39年度）では中間目標年から5%の削減を目指します。

第2次総合計画前期基本計画では、一人1日当たりのごみ排出量の目標値を1,025g/人・日とし、基準年（平成28年度）の排出量から15%削減した数値を目標値としていることから、目標年には、基準年と比較して一人1日当たりのごみ排出量を20%削減した数値を目標値とします。

一人1日当たりのごみ排出量・一人1日当たりの家庭ごみ排出量の将来予測において、現状の施策の継続だけでは基本目標の達成が難しいことから、基本目標達成に向けた、さらなるごみの減量・資源化施策への取り組みが必要となります。

● 再生利用率

中間目標年（平成 34 年度）は第 2 次総合計画前期基本計画の目標を据え置き、目標年（平成 39 年度）は国の廃棄物処理基本方針における目標値が、前基本方針の目標から 2 ポイント上昇のため、それに準拠し、中間目標年から 2 ポイントの上昇を目指します。

再生利用率の将来予測においては、家庭ごみの有料化を導入することで約 3 ポイントの上昇が見込まれますが、目標を達成するには至らないため、3 R の推進を図り、さらなる再生利用率の向上を目指します。

● 最終処分率

中間処理施設の新設、廃止などの統合を図り、最終処分量の低減に取り組んできたことから、これ以上の低減は困難なため、中間目標年（平成 34 年度）から据え置きとします。

最終処分率の将来予測においては、現状から横ばいの状態が続きますが、ごみの減量・資源化施策への取り組みにより 0.1 ポイントの減少を目指します。

第6節 基本目標達成に向けた取り組み

基本方針を実現していくため、市民・事業者・市が一体となり、それぞれの立場でできることを行い、相互に連携をしていくことが必要です。そのため、各施策の役割と連携を示します。

1 3Rの推進

排出抑制	主体		
	市民	事業者	市
ライフスタイルや事業活動の見直し			
マイバッグ持参によるレジ袋の使用量削減 マイバッグの持参によるレジ袋使用の削減	◎	◎	○
簡易包装の徹底 過剰包装を望まない、行わない	◎	◎	○
生ごみの減量化 生ごみ処理機の購入補助 食材は無駄にならないよう買い過ぎに注意し 使いきりなどによる食品ロス減少 事業者の独自リサイクルルートの確保	◎	◎	◎
詰替え商品やリターナブル容器の使用 詰替え商品や再使用可能なリターナブル容器の使用	◎	◎	○
レンタルやリース、修理の利用	◎	◎	○
雑がみの分別促進	◎	◎	○
家庭ごみ有料化制度の検証 排出状況、分別状況、ごみの組成調査	—	—	◎
事業系ごみの減量化			
多量排出事業者への減量指導	—	○	◎
事業系ごみ処理手数料の検証 排出状況、分別状況、ごみの組成調査	—	○	◎
事業系ごみの抑制、分別促進の周知啓発	—	○	◎
再使用・再生利用			
ごみの分別 広報やパンフレット、スマートフォンなどの活用	◎	◎	○
再生資源の集団回収	◎	—	○
新たな分別品目の周知・回収 衣類・古布類・シュレッダーされた紙	—	—	◎
小型家電の回収	○	○	◎
小売業者による店頭回収	○	◎	—
再生品の利用の推進	○	○	◎

◎：主体 ○：協力

2 廃棄物の適正な処理処分の推進

収集運搬	主体		
	市民	事業者	市
適正な収集運搬体制の確保			
収集頻度 現在の頻度を継続、必要に応じて見直す	—	—	◎
収集運搬方式 市民：委託業者によりステーション収集運搬 事業者：許可業者による収集運搬	—	—	◎
環境負荷の低減 収集運搬車両への低公害車の導入やエコドライブの促進、効率的な収集ルートを検討	—	—	◎
ふれあい収集の継続	—	—	◎
ごみステーションの管理・整備			
ごみ出しルールの周知やごみの散乱防止、収集後の清掃などステーション利用者相互の管理促進	◎	—	○
ボランティア袋による支援	○	—	◎
自己搬入ごみへの対応 家庭系ごみ、事業系ごみの受け入れの継続	○	○	◎
収集運搬業の許可※	—	—	◎
処理困難ごみ 購入店舗や専門業者による引取り	○	◎	○
家電 4 品目 購入店舗での引取り又はリサイクルセンターへの搬入	○	◎	◎
特別管理一般廃棄物 排出事業者が処理業者に委託した適正な処理、在宅医療により家庭から排出される注射針などは、特別管理一般廃棄物に準じた医療機関等による処理	—	—	◎
不用品回収業者や無許可業者への対応 家庭系ごみの正しい処分の周知	—	—	◎

◎：主体 ○：協力

※一般廃棄物の収集運搬業の許可について

一般廃棄物の収集運搬は、安定かつ円滑に遂行されており、ごみ排出量も減少すると予測されることから、当面の間、新たな許可は原則認めない

中間処理	主体		
	市民	事業者	市
中間処理施設の適正管理	—	—	◎
最終処分			
最終処分場の適正管理	—	—	◎
不法投棄防止対策の推進			
廃棄物監視員による巡回や不法投棄防止看板の設置	—	—	◎
市民、事業者と協力し、不法投棄されにくい環境づくりの推進（クリーン大作戦の実施等）	○	○	◎
不法投棄発生の際には、県、警察等の関係機関と連携を図り適切に対応	—	—	◎
ボランティア袋による支援	○	—	◎

◎：主体 ○：協力

3 処理施設の整備・管理運営

処理施設の整備・管理運営	主体		
	市民	事業者	市
中間処理施設の整備 計画的かつ定期的な施設整備の実施、安全で適切な運転管理の継続、施設整備の検討	—	—	◎
最終処分場の整備 市保有の最終処分は災害発生時などの非常用として延命化、民間最終処分場の利用継続	—	—	◎
廃止施設の対応 施設の解体、跡地の再整備	—	—	◎

◎：主体 ○：協力

4 市民・事業者・市の連携

意識啓発	主体		
	市民	事業者	市
ごみの排出抑制、資源化の啓発 広報やホームページなどを活用した意識啓発、ごみに 関する情報の公開	—	—	◎
環境学習・環境教育の推進 ごみ処理施設の活用、イベントなどでの展示	—	—	◎
地域美化活動の推進 地域の清掃などの環境美化の実施	◎	◎	○
観光客への啓発	○	○	◎

◎：主体 ○：協力

5 災害廃棄物対策

災害の発生に備えるため、国、県など関係機関との連携や地方公共団体間の相互支援体制の整備など、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

また、地震や風水害等の災害により廃棄物が発生した場合、市の地域防災計画や国、県の処理方針に従い、迅速且つ適切に対処し、市民生活の早期復旧に努めます。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の体系

生活排水の処理は、主に公共下水道と合併処理浄化槽で行われています。

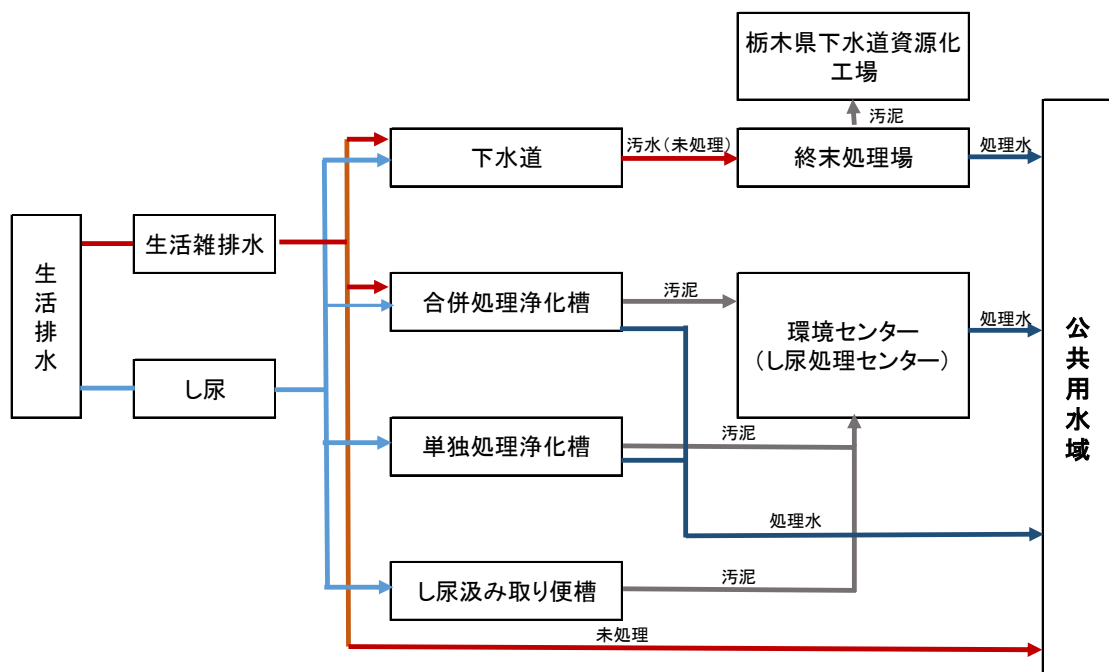
公共下水道は、流域関連公共下水道、単独公共下水道、特定環境保全公共下水道で整備し、終末処理場で処理し公共用水域に放流しています。

合併処理浄化槽は、公共下水道の整備区域外の各家庭などに設置し、し尿及び生活雑排水を処理しています。

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥と、し尿汲み取り便槽から発生するし尿は環境センターで処理し、処理水は公共用水域に放流しています。

生活雑排水の処理を行っていない単独処理浄化槽及びし尿汲み取り世帯からの排水は、未処理のまま公共用水域に排水されます。

【 生活排水処理フロー 】



2 生活排水処理の実績

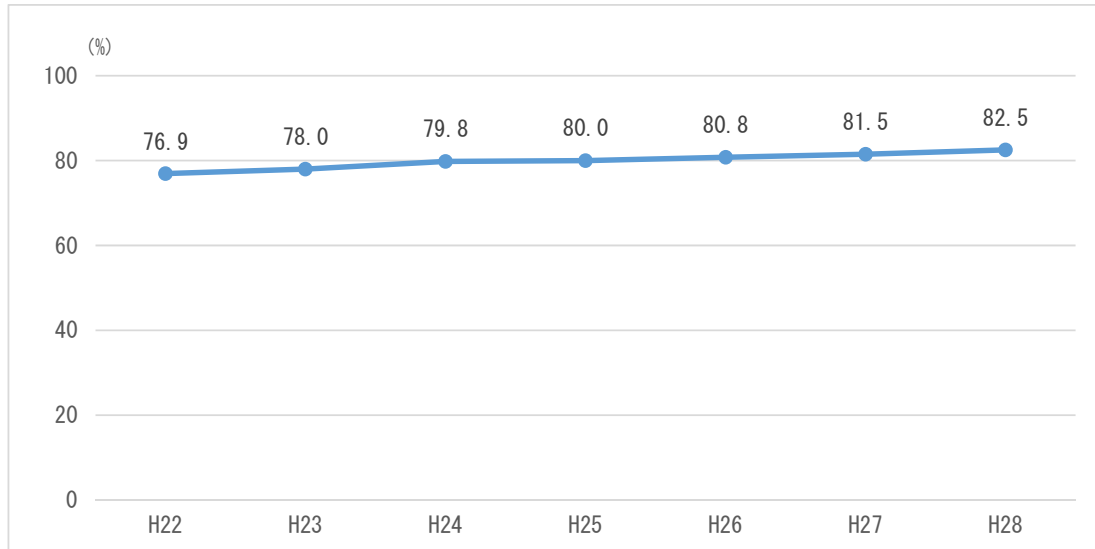
非水洗化（し尿くみ取り）・生活雑排水未処理人口は減少し、生活排水処理率は増加しています。

【 生活排水処理実績の推移 】

単位：人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
計画処理区域内人口	91,113	89,893	88,129	87,829
水洗化・生活雑排水処理人口	70,092	70,089	70,308	70,299
公共下水道	54,962	54,805	54,727	54,277
その他の集合処理	2,181	2,199	2,181	2,215
合併処理浄化槽	12,949	13,085	13,400	13,807
水洗化・生活雑排水未処理人口	21,021	19,804	17,821	17,530
単独処理浄化槽	8,102	7,469	5,821	5,775
非水洗化人口（し尿くみ取り）	12,919	12,335	12,000	11,755
生活排水処理率（％）	76.9	78.0	79.8	80.0
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
計画処理区域内人口	86,770	85,782	84,445	
水洗化・生活雑排水処理人口	70,078	69,923	69,673	
公共下水道	53,932	53,697	53,294	
その他の集合処理	2,135	2,050	2,008	
合併処理浄化槽	14,011	14,176	14,371	
水洗化・生活雑排水未処理人口	16,692	15,859	14,772	
単独処理浄化槽	5,092	4,704	3,708	
非水洗化人口（し尿くみ取り）	11,600	11,155	11,064	
生活排水処理率（％）	80.8	81.5	82.5	

【 生活排水処理率の推移 】



3 生活排水処理施設の整備状況

3-1 公共下水道

公共下水道は7処理区あり、一部は整備が完了しています。公共下水道の整備後の水洗化率は、90%を超えています。

各公共下水道には、終末処理場が整備されています。

【 公共下水道の整備状況 】

処理区名 地区名	事業種別	事業実施期間		区域面積 (ha)		
		着手年度	完了年度	全体計画	事業計画	整備済み H28 年度末
上流（今市）	流域関連 公共下水道	S52	継続中	1,646.1	1,524.5	1,217.6
上流（日光）	流域関連 公共下水道	S55	継続中	811.2	595.5	491.1
上流（藤原）	流域関連 公共下水道	S53	継続中	505.3	472.2	402.2
湯元	単独 公共下水道	S39	S41	27.6	27.6	27.6
中宮祠	単独 公共下水道	S35	S39	66.9	66.9	66.9
川治	特環 公共下水道	H10	継続中	28.8	28.8	16.7
湯西川	特環 公共下水道	S52	継続中	40.0	40.0	37.1

【 公共下水道普及状況 】

	処理区域面積 (ha)	処理区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)
平成 24 年度	2,183.73	54,727	50,188	91.7
平成 25 年度	2,192.67	54,277	50,203	92.5
平成 26 年度	2,225.70	53,932	50,153	93.0
平成 27 年度	2,239.75	53,697	50,113	93.3
平成 28 年度	2,259.20	53,294	49,353	92.6

【 終末処理場の概要 】

	栃木県鬼怒川上 流浄化センター	湯元 水処理センター	中宮祠 水処理センター	川治 水処理センター	湯西川 水処理センター
所在地	町谷 1818	湯元 1065	中宮祠 2479	藤原 1328-7	湯西川 1963-21
処理区域名	今市・日光・藤原 処理区	湯元処理区	中宮祠処理区	川治処理区	湯西川処理区
計画処理面積	3,032ha	27.6ha	66.9ha	28.8ha	40ha
計画処理人口	80,300 人	10,335 人	5,960 人	2,480 人	2,985 人
計画処理能力	72,900m ³ /日	3,250m ³ /日	4,430m ³ /日	1,800m ³ /日	3,500m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法	オキシデーショ ンディッチ法	標準活性汚泥法	オキシデーショ ンディッチ法	オキシデーショ ンディッチ法
放流先	鬼怒川	湯の湖	大谷川	鬼怒川	湯西川

● 3-2 合併処理浄化槽

公共下水道事業計画区域を除く地域で、合併処理浄化槽による生活排水処理を推進しています。単独処理浄化槽及び非水洗化（し尿くみ取り）からの転換には補助を行っています。

● 4 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、処理施設の種類により異なります。

【 生活排水の処理主体 】

処理施設の種類	処理主体	対象となる生活排水の種類
公共下水道	栃木県又は日光市	し尿・生活雑排水
合併処理浄化槽	個人	し尿・生活雑排水
単独処理浄化槽	個人	し尿

第2節 し尿・汚泥処理の現状

1 し尿・汚泥処理の実績

単独処理浄化槽及び非水洗化（し尿くみ取り）からの公共下水道及び合併処理浄化槽への転換、人口の減少により、し尿の処理量は減少傾向で推移していますが、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽からの汚泥は年度によりばらつきがあります。

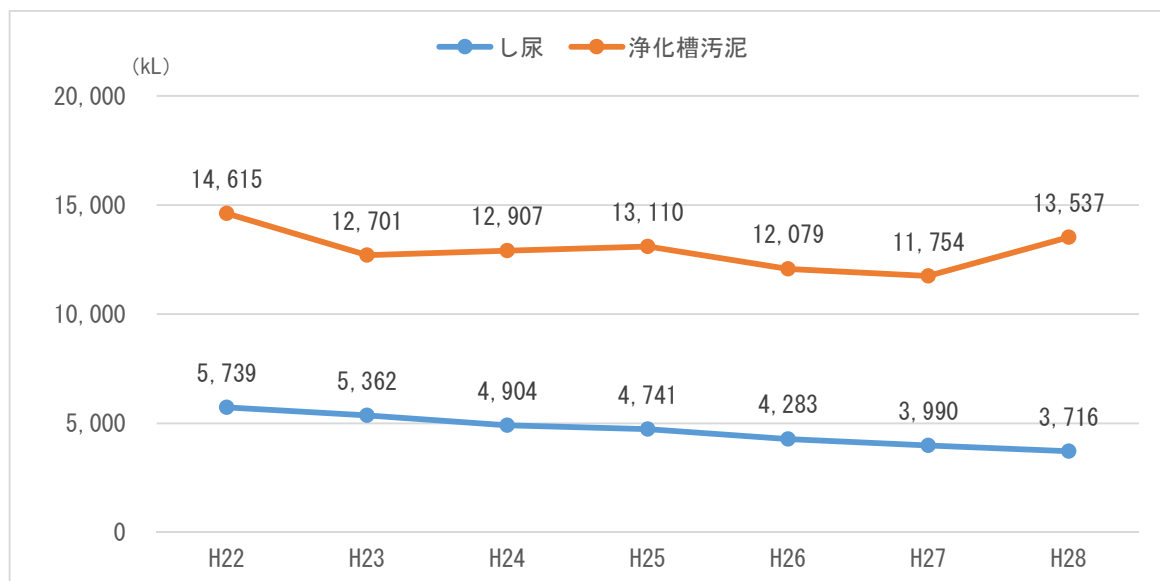
し尿、汚泥の処理は、環境センターで処理を行っています。

【 し尿・汚泥処理量の推移 】

単位：kL

年度	し尿	汚泥
平成 22 年度	5,739	14,615
平成 23 年度	5,362	12,701
平成 24 年度	4,904	12,907
平成 25 年度	4,741	13,110
平成 26 年度	4,283	12,079
平成 27 年度	3,990	11,754
平成 28 年度	3,716	13,537

【 し尿・汚泥処理量の推移 】



【 環境センターの概要 】

施設名称	環境センター
所在地	日光市町谷801-2
竣工	平成5年9月
処理能力	82kL/日
処理方式	循環ばっ気方式

● 2 し尿・汚泥の収集運搬

し尿の収集運搬は委託業者、汚泥の収集運搬は許可業者にて実施しています。

第3節 生活排水処理の課題

1 前期一般廃棄物処理基本計画の目標の達成状況

本市では、前期一般廃棄物処理基本計画策定後、下水道整備の推進、下水道の利用促進、合併処理浄化槽の普及促進を行ってまいりました。その結果、前期一般廃棄物処理基本計画で定めた生活排水処理率 80%以上という目標は達成した結果となりました。

【 目標の達成状況 】

目標	基準 平成 17 年度	目標 平成 29 年度	実績 平成 28 年度	達成状況
生活排水処理率	59.2%	80%	82.5%	達成

2 生活排水処理の課題

生活排水処理率は、年々上昇していますが、単独処理浄化槽及び非水洗（し尿くみ取り）世帯からの生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排水されています。

本市は、河川の上流に位置し、清澄な水の確保が求められており、今後も公共下水道の整備と利用、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を促進していかなければなりません。

環境センターについては、平成5年から稼働開始となり、経年劣化による老朽化が施設としての課題となります。計画的な管理運営と今後の施設の在り方について検討を進める必要があります。

第4節 生活排水処理及びし尿・汚泥処理の将来予測

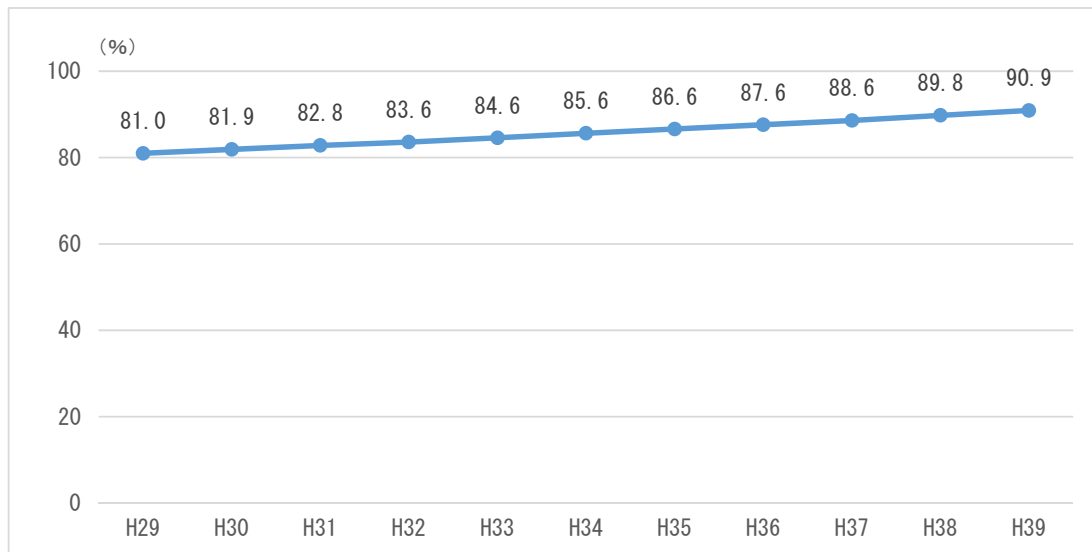
1 生活排水処理

単独処理浄化槽及び非水洗（し尿くみ取り）から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換が進み、生活排水処理率は上昇する予測です。

【 生活排水処理の将来予測 】

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
計画処理区域内人口	83,640	82,690	81,740	80,800	79,810	78,830
水洗化・生活雑排水処理人口	67,763	67,702	67,641	67,580	67,519	67,458
公共下水道	53,116	52,843	52,570	52,297	52,024	51,751
その他の集合処理	2,060	2,035	2,010	1,985	1,960	1,935
合併処理浄化槽	12,587	12,824	13,061	13,298	13,535	13,772
水洗化・生活雑排水未処理人口	15,877	14,988	14,099	13,220	12,291	11,372
単独処理浄化槽	3,969	3,747	3,524	3,305	3,072	2,843
非水洗化人口（し尿くみ取り）	11,908	11,241	10,575	9,915	9,219	8,529
生活排水処理率（％）	81.0	81.9	82.8	83.6	84.6	85.6
	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度	
計画処理区域内人口	77,850	76,870	75,900	74,870	73,860	
水洗化・生活雑排水処理人口	67,397	67,336	67,275	67,214	67,154	
公共下水道	51,478	51,205	50,932	50,659	50,387	
その他の集合処理	1,910	1,885	1,860	1,835	1,810	
合併処理浄化槽	14,009	14,246	14,483	14,720	14,957	
水洗化・生活雑排水未処理人口	10,453	9,534	8,625	7,656	6,706	
単独処理浄化槽	2,613	2,383	2,156	1,914	1,676	
非水洗化人口（し尿くみ取り）	7,840	7,151	6,469	5,742	5,030	
生活排水処理率（％）	86.6	87.6	88.6	89.8	90.9	

【 生活排水処理率の将来予測 】



2 し尿・汚泥処理

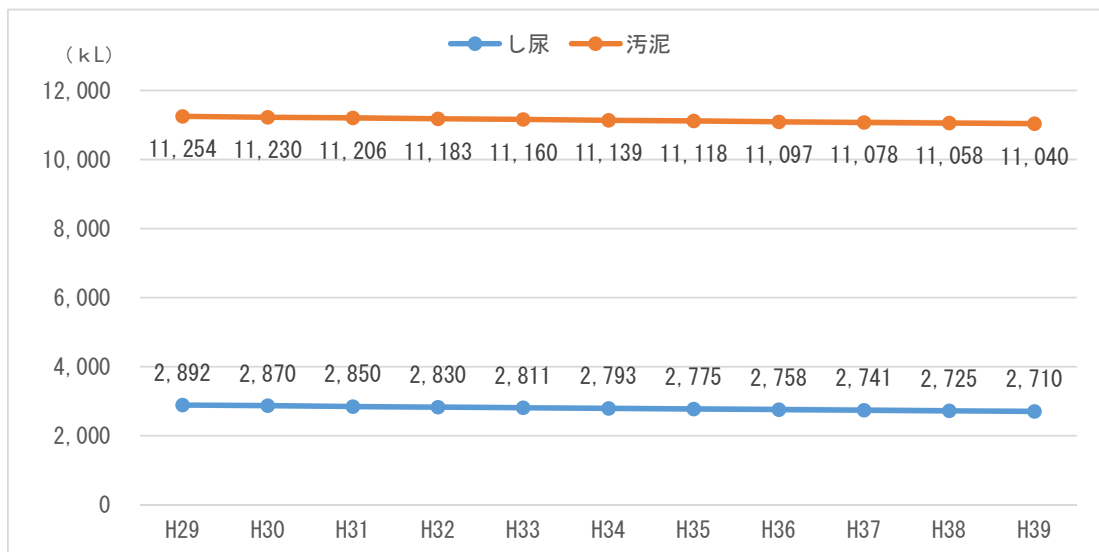
し尿は、公共下水道、合併処理浄化槽への転換が進み、汚泥は人口減少に伴い減少していくと予測されます。

【 し尿・汚泥処理量の将来予測 】

単位：kL

	し尿	汚泥
平成 29 年度	2,892	11,254
平成 30 年度	2,870	11,230
平成 31 年度	2,850	11,206
平成 32 年度	2,830	11,183
平成 33 年度	2,811	11,160
平成 34 年度	2,793	11,139
平成 35 年度	2,775	11,118
平成 36 年度	2,758	11,097
平成 37 年度	2,741	11,078
平成 38 年度	2,725	11,058
平成 39 年度	2,710	11,040

【 し尿・汚泥処理量の将来予測 】



第5節 生活排水処理の基本方針

1 基本方針

本市は、鬼怒川、大谷川、渡良瀬川などの河川の上流に位置し、清らかな水が流れ、その流域には地域固有の豊かな生物多様性が維持されています。

清らかな水が流れる河川は、そこに暮らす生き物だけではなく、私たちの安らぎの場となっています。

本市の河川の良い水環境を確保するため、公共下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備を計画的に推進するとともに、生活排水処理の重要性についての普及啓発により生活排水処理率の向上を目指し、次のような生活排水処理の基本方針を定めます。

清らかな水の確保に向けて行動するまち

2 施策の方向性

● 公共下水道による処理の推進

公共下水道の整備を計画的に推進し、接続率の向上を促進します。

● 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の事業計画区域外では、合併処理浄化槽による生活排水の処理を進めるため、生活排水未処理の市民や事業者への普及を推進します。

● し尿汚泥の適正な処理の推進

し尿汚泥の迅速かつ衛生的な処理に向け、最適な収集運搬・中間処理・最終処分に継続して取り組みます。また、安定した処理水質の確保に向けた施設運営を進めます。

3 基本目標

生活排水処理の基本方針に基づき、施策を推進し生活排水処理率の向上を目指します。

基本目標は、基準年を平成 28 年度とし、目標年度を平成 39 年度、計画の中間年度を平成 34 年度とした数値目標を設定します。

【 生活排水処理の目標 】

	基準年 (平成 28 年度)	中間年 (平成 34 年度)	目標年 (平成 39 年度)
生活排水処理率	82.5%	85.6%	90.9%

第6節 基本目標の達成に向けた取り組み

1 公共下水道による処理の推進

公共下水道	主体		
	市民	事業者	市
計画的な整備の継続	—	—	◎
公共下水道への接続率の向上 住宅や事業所等への融資制度の活用、生活排水処理の 必要性の情報提供	○	○	◎

◎：主体 ○：協力

2 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽	主体		
	市民	事業者	市
合併処理浄化槽への転換の促進 単独処理浄化槽及び非水洗化（し尿汲み取り）の住宅 や事業所等への補助制度の活用、生活排水処理の必要 性の情報提供	○	○	◎
合併処理浄化槽の維持管理の啓発 定期的な保守点検、清掃及び検査の実施啓発	○	○	◎

◎：主体 ○：協力

3 し尿汚泥の適正な処理の推進

収集・運搬	主体		
	市民	事業者	市
計画的な収集運搬の継続 収集の効率化・円滑化、施設への搬入量の変動を抑えるための計画的な収集	—	—	◎
収集運搬体制 し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集運搬体制の継続	—	—	◎
中間処理及び最終処分			
中間処理 環境センターでの処理の継続、適切な維持管理 平成34年度までに今後の施設の在り方について検討	—	—	◎
最終処分 し渣等は日光市クリーンセンターで焼却処理し、焼却灰は溶融スラグとして活用	—	—	◎

◎：主体 ○：協力

第 2 期日光市一般廃棄物処理基本計画

平成 30 年 3 月

発 行 日光市

編 集 日光市 産業環境部 廃棄物対策課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町 1 番地

電話 (0288) 21-5138
